ご契約のしおり
ー約款

3
種類番号

特定疾病一時金保険
（無解約返戻金型）

なないろセブン

がん＆6大疾病に備える

特定疾病一時金保険
（無解約返戻金型）
［がん診断一時金タイプ］

なないろがん一時金保険

シンプルながん保険

あなた色に輝く日々を
なないろ生命
朝日生命グループ

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。
ぜひ、ご一読ください。

2021年10月作成

「ご契約のしおり-約款」変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている「生命保険契約者保護機構」に関する記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。

＜変更内容＞

「生命保険契約者保護機構」について、「仕組みの概略図」中の「財政措置」の説明内容（65 ページ）を、次のとおり変更いたします（波線部分が変更箇所になります）。

	記載内容
変更前	上記の「財政措置」は、2022 年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
変更後	上記の「財政措置」は、令和９年（2027 年）３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

以　上

2022 年３月作成

「ご契約のしおり-約款」変更のお知らせ

「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容が一部変更となりますので、変更内容をお知らせします。

＜変更内容＞

特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）「ご契約のしおり-約款」につきまして、以下の「保険契約者を法人とする場合の特則」を適用します（既にご契約いただいている契約についても適用します）。

保険契約者を法人とする場合の特則

（実施　2022.１.31）

第59条　保険契約者を法人とする場合の特則

保険契約者を法人とする場合の特則（本条から第61条において「この特則」といいます。）の取扱いについては、本条から第61条に定めるところによります。

第60条　本則の読替え

保険契約者を法人とする保険契約の場合には、次のとおり本則（この普通保険約款中、この特則、７大疾病保険料払込免除特則およびがん保険料払込免除特則を除いた部分をいいます。以下同じ。）を読み替えて取り扱います。

⑴　第４条（特定疾病一時金・死亡給付金の支払い）２．－⑴－①を次のとおり読み替えます。

２．特定疾病一時金または死亡給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　特定疾病一時金について

項 目	内 容
①　特定疾病一時金受取人	被保険者とします。ただし、保険契約者は、被保険者の同意を得て、被保険者に代えて保険契約者とすることができます。 なお、死亡給付金受取人＊9が指定され死亡給付金受取人＊9が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります。

＊９　死亡給付金受取人

死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

⑵ 第 28 条（当社への通知による死亡給付金受取人の変更）を次のとおり読み替えます。

第28条　当社への通知による特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人の変更

１．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、特定疾病一時金受取人は、保険契約者または被保険者とします（死亡給付金受取人が指定され死亡給付金受取人が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります）。また、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由（第４条）に基づき支払われる部分については、特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人を変更することはできません。

２．本条の１．の通知が当社に到達する前に変更前の特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人に特定疾病一時金または死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人から特定疾病一時金または死亡給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

⑶ 第29条（遺言による死亡給付金受取人の変更）を次のとおり読み替えます。

第29条　遺言による特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人の変更

１．第28条（当社への通知による特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人を変更することができます。ただし、特定疾病一時金受取人は、保険契約者または被保険者とします（死亡給付金受取人が指定され死亡給付金受取人が保険契約者であるときは、保険契約者に限ります）。また、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由（第４条）に基づき支払われる部分については、特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人を変更することはできません。

２．本条の１．の特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．本条の１．および２．による特定疾病一時金受取人または死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。

第61条　本則の規定の準用

この特則に特別の定めがないときは、本則の規定を準用します。

以　上

2022 年 1 月作成

～ はじめに ～

この冊子はご契約にともなう大切なことがらを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。
また、ご契約成立後にお送りする「保険証券」とともに大切に保管してご活用ください。

本冊子の構成

ご契約のしおり　ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、知っておいていただきたい事項を記載しています。

約　款　ご契約のとりきめを記載しています。

お申し込みの約款・特約にチェックをして、それぞれの内容をご確認する際にご活用ください。

約　款	チェック欄	ご契約のしおり	約款・特約
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）普通保険約款	✔	8ページ	69ページ

特　約			
7大疾病初回一時金特約	□	16ページ	102ページ
がん治療特約	□	17ページ	117ページ
先進医療特約	□	18ページ	128ページ
がん先進医療特約	□	19ページ	138ページ
指定代理請求特約	□	23ページ	148ページ

※各約款・特約の支払事由等の詳細については上記該当ページをご確認ください。
※お申込内容等については「保険証券」でもご確認いただけますので、もう一度よくお確かめください。

もくじ

ご契約のしおり	ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、知っておいていただきたい事項を記載しています。

目的別もくじ（主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます。）……4

主な保険用語の説明……6

Ⅰ．特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）について

1. 特徴としくみ……8
2. 支払事由……9
3. ７大疾病保険料払込免除特則……14
4. がん保険料払込免除特則……15
5. 特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）に付加できる特約……16
6. 法令改正等による支払事由の変更について……21
7. 解約返戻金について……22
8. 指定代理請求人による請求制度について……23
9. その他留意事項について……25

Ⅱ．ご契約に際して

1. ご契約にあたって……26
2. 保険契約の締結および生命保険募集人について……27
3. ご契約お申込手続きの際の留意点について……28
4. 告知について……30
5. 保険期間開始日および保障の責任開始期について……32
6. 特別条件について……33
7. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について……34
8. ご契約内容等の確認制度について……36
9. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ……37

Ⅲ．給付金等について

1. 給付金等をお支払いできない場合について……38
2. 給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の具体的事例について……42
3. 給付金等のご請求に関する訴訟について……44

Ⅳ．保険料のお払込み

1. 保険料の払込方法（回数）について……45
2. 保険料の払込方法（経路）について……46
3. 保険料払込みの猶予期間と消滅について……47
4. 保険料のお払込みが困難になられたときについて……48
5. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて……49
6. 給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について……50

Ⅴ．ご契約後について

1．諸請求に必要な書類について……51
2．給付金等の支払期限について……54
3．保険契約者、死亡給付金受取人の変更について……55
4．解約・減額と解約返戻金について……56
5．生命保険と税金について……58

Ⅵ．その他ご契約に関するお知らせ

1．お客様に関する個人情報のお取扱いについて……61
2．支払査定時照会制度について……62
3．生命保険契約者保護機構について……64

約款	ご契約のとりきめを記載しています。

特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）普通保険約款……69
7大疾病初回一時金特約……102
がん治療特約……117
先進医療特約……128
がん先進医療特約……138
指定代理請求特約……148
口座振替特約……153
クレジットカード特約……159
責任開始に関する特約……161
特別条件特約……163
電磁的方法による申込みに関する特約……166

なないろ生命からのお願い……177

ご契約のしおり

ご契約のしおり は、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、知っておいていただきたい事項を記載しています。
ご一読のうえ、ご契約内容を十分にご理解ください。
特にご確認いただきたい項目、約款等のページを「⇨」で示しています。

目的別もくじ

ご契約に際して

ことば（保険用語）の意味を知りたい	主な保険用語の説明	6 ページ
告知義務について知りたい	Ⅱ-4. 告知について	30 ページ
いつから保障が開始するか知りたい	Ⅱ-5. 保険期間開始日および保障の責任開始期について	32 ページ
申し込みを撤回したい	Ⅱ-7. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について	34 ページ

この保険の特徴と給付金等について

各保障のしくみや支払事由について知りたい	Ⅰ．特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）について	8 ページ
給付金等を受け取れない場合について知りたい	Ⅲ-1. 給付金等をお支払いできない場合について	38 ページ
	Ⅲ-2. 給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の具体的事例について	42 ページ

給付金等をご請求の際には

お手持ちの「保険

給付金等の請求者（受取人）は誰か、支払事由に該当しているかをご確認ください

Ⅰ．特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）について 8 ページ

お支払いできない場合に該当していないかをご確認ください

Ⅲ-1. 給付金等をお支払いできない場合について 38 ページ

Ⅲ-2. 給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の具体的事例について 42 ページ

次のような場合にはご案内のページをご確認ください。

保険料について

保険料の払込みができなかった場合について知りたい	Ⅳ-3. 保険料払込みの猶予期間と消滅について	47 ページ
保険料の負担を減らしたい	Ⅳ-4. 保険料のお払込みが困難になられたときについて	48 ページ

ご契約後について

各種手続きに必要な書類について知りたい	Ⅴ-1. 諸請求に必要な書類について	51 ページ
契約者、死亡給付金受取人を変更したい	Ⅴ-3. 保険契約者、死亡給付金受取人の変更について	55 ページ
解約について知りたい	Ⅴ-4. 解約・減額と解約返戻金について	56 ページ
生命保険料控除、給付金等に係る税金について知りたい	Ⅴ-5. 生命保険と税金について	58 ページ
契約の手続き等の問い合わせ先について知りたい	お客様サービスセンター 0120-08-7716	

証券」等で、ご契約内容をご確認ください

ご請求に必要な書類等をご確認ください

Ⅴ-1. 諸請求に必要な書類について 51 ページ

Ⅴ-2. 給付金等の支払期限について 54 ページ

くわしいお手続き方法は、お客様サービスセンターでご案内します

お客様サービスセンター

0120-08-7716

主な保険用語の説明

保険用語		ご説明
か	解約返戻金	保険契約を解約した場合などに、保険契約者に払戻しするお金のことをいいます。
き	給付金	被保険者が入院したときなどにお支払いするお金のことをいいます。
	給付金受取人	給付金等を受け取る人のことをいいます。
け	契約日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、原則として責任開始日を含む月の翌月1日とします。
	契約日の応当日	契約後の保険期間中にむかえる契約日に対応する日をいいます。 ○契約日の応当日（年単位） 毎年の契約日に対応する日をいいます。 ○契約日の応当日（月単位） 毎月の契約日に対応する日をいいます。
	契約年齢	契約日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この保険契約は、被保険者の契約年齢を満年齢で計算します。 契約後の年齢は、契約日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します（「ご契約のしおり一約款」で「年齢」または「○歳」と記載している場合は、契約時においては契約年齢を、契約後においては契約日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します）。
こ	告知義務と告知義務違反	保険契約者と被保険者には、ご契約のお申し込みの際に、現在の健康状態や過去の傷病歴などなないろ生命がおたずねする重要なことがらについて書面（電磁的方法による場合を含みます。）でお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 なないろ生命がおたずねした重要なことがらについて告知がなかったり、故意または重大な過失により事実と異なることを告知した場合などは、告知義務に違反したことになり、なないろ生命はご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
し	指定代理請求人	給付金受取人が被保険者の場合で給付金等を請求できない事情があるときに、その給付金等を被保険者に代わって請求することができる人のことをいいます。
	支払事由	給付金等が支払われる条件のことをいいます。
	死亡給付金	被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。
	主契約と特約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ	責任開始期と責任開始日	なないろ生命が契約上の責任を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の給付金などを支払うために、保険契約者が払込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	第1回保険料相当額	「責任開始に関する特約」を付加していないご契約のお申込時にお払込みいただくお金のことをいい、契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
は	払込期月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約日の応当日（年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月

この冊子をお読みいただくにあたって、ご確認ください。

保険用語		ご説明
ひ	被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
ほ	保険期間開始期（保険期間の始期）	特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）、７大疾病初回一時金特約、がん治療特約、がん先進医療特約において、お申し込みの時、第１回保険料相当額のお払込みがあった時または告知の時のいずれか遅い時をいいます。 「責任開始に関する特約」を付加した場合は、お申し込みの時または告知の時のいずれか遅い時をいいます。
	保険契約者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保険証券	契約時の給付金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険年度	契約日または毎年の契約日の応当日から、その日を含めてその翌年の契約日の応当日の前日までをいいます。
	保険料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
	保険料の払込免除	７大疾病保険料払込免除特則またはがん保険料払込免除特則による保険料の払込免除をいいます。
み	未払消滅	保険料のお払込みがないまま猶予期間（払込期月の翌月１日からその日を含めて３か月目の末日）を過ぎた場合に、ご契約が消滅することをいいます。
や	約款	ご契約のとりきめを記載したものをいいます。

1 特徴としくみ

特定疾病による所定の入院・手術・状態に対して一時金による保障をご準備いただけます。

●被保険者が、特定疾病により所定の入院や手術をしたとき、所定の状態になったときに特定疾病一時金をお支払いします。
●特定疾病一時金の支払対象となる特定疾病は以下のとおりです。

特定疾病	がん	悪性新生物・上皮内新生物
	6大疾病	急性心筋梗塞・拡張型心筋症、脳卒中・脳動脈瘤、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患

［しくみ］

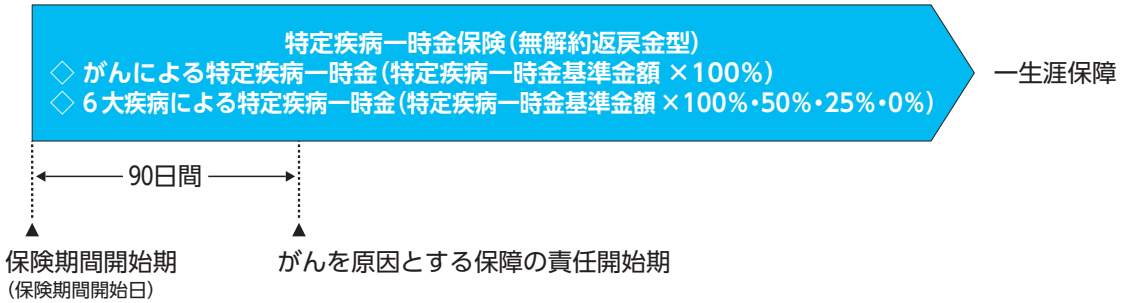

●「特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）（6大疾病による特定疾病一時金の給付割合100%・50%・25%）」には、7大疾病保険料払込免除特則を適用することができます。また、7大疾病初回一時金特約、がん治療特約、先進医療特約を付加することができます。
●「特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）（6大疾病による特定疾病一時金の給付割合0%）」には、がん保険料払込免除特則を適用することができます。また、がん治療特約、がん先進医療特約を付加することができます。

ご留意ください

●「特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）」「7大疾病初回一時金特約」「がん治療特約」「がん先進医療特約」「7大疾病保険料払込免除特則」「がん保険料払込免除特則」のがんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。
●がんを原因とする保障の責任開始期より前にがんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、この保険契約は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

2 支払事由

1 特定疾病一時金・死亡給付金

●以下の支払事由に該当した場合に特定疾病一時金、死亡給付金をお支払いします。

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
特定疾病一時金	被保険者が「がんによる特定疾病一時金」または「6大疾病による特定疾病一時金」の支払事由のいずれかに該当したとき	特定疾病一時金基準金額 × 契約時に選択した給付割合（注）	特定疾病一時金受取人
死亡給付金	被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	特定疾病一時金基準金額の10%	死亡給付金受取人

（注）給付割合は、契約時に以下より選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。

給付割合	6大疾病による特定疾病一時金	がんによる特定疾病一時金
100%	100%	100%
50%	50%	
25%	25%	
0%	0%（注）	

（注）給付割合0%は、6大疾病による特定疾病一時金はありません。

●特定疾病一時金の支払事由に該当する所定の入院・手術・状態は以下のとおりです。

		特定疾病一時金の支払事由に該当する所定の入院・手術・状態
がん	悪性新生物 上皮内新生物	がん（上皮内新生物を含みます）と診断確定されたとき
6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	急性心筋梗塞または拡張型心筋症を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき ・その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
	脳卒中 脳動脈瘤	次のいずれかに該当したとき ・脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院をしたとき、または、その疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ・脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または、脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
	慢性腎不全	慢性腎不全を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病により永続的な人工透析療法（注1）を開始したとき ・その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき
	肝硬変	肝硬変を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき、または、その疾病により生じた食道・胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ・その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき

		特定疾病一時金の支払事由に該当する所定の入院・手術・状態
6大疾病	糖尿病	糖尿病を発病し、次のいずれかに該当したとき ・その疾病により糖尿病性網膜症（注2）を発病し、その治療を直接の目的として所定の手術を初めて受けたとき（注3） ・その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（注4）の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上の切断術を受けたとき
	高血圧性疾患	高血圧性疾患を発病し、下記に該当したとき ・その疾病により生じた大動脈瘤または解離性大動脈瘤が破裂したと医師によって診断されたとき、または、その疾病により生じた大動脈瘤または解離性大動脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

（注1）血液透析法または腹膜灌流（ふくまくかんりゅう）法により血液浄化を行う療法をいいます。
（注2）糖尿病性黄斑症など、糖尿病のうち眼合併症をともなうものを含みます。
（注3）所定の手術は、網膜または硝子体に対する手術をいいます。また、糖尿病性網膜症により両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは手術を初めて受けたものとみなします。
（注4）糖尿病性動脈硬化症など、糖尿病のうち末梢循環合併症をともなうものを含みます。

●特定疾病一時金のお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病を原因とする場合に限ります。そのため、責任開始期前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘された場合で、その疾病により支払事由に該当したときは、責任開始期からの経過期間にかかわらず、特定疾病一時金はお支払いしません。（注）

（注）ただし、6大疾病による特定疾病一時金については、契約締結時に責任開始期前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえでなないろ生命がご契約をお引き受けしたときには支払対象となります。

●特定疾病一時金の支払事由に該当する「がん」とは、**約款別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**約款別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

約款別表1⇨P.97

●悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
(2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

●特定疾病一時金の支払事由に該当する〈入院〉は、「病院または診療所（注）」におけるものとします。

（注）「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所、またはこれと同等の日本国外にある医療施設を指します（「介護保険法」に定める介護保険施設や「老人福祉法」に定める老人福祉施設（養護老人ホーム）は含みません）。

●特定疾病一時金の支払事由に定める〈入院日数が1日〉とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてなないろ生命が判断します。

●特定疾病一時金の支払事由に該当する〈手術〉は、**約款別表3**に定める手術とします。

約款別表3⇨P.99

2 2回目以後の特定疾病一時金のお支払いについて

●特定疾病一時金は、がんによる特定疾病一時金、6大疾病による特定疾病一時金それぞれについて、特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の1年後の応当日以後、新たに特定疾病一時金の支払事由に該当したときは、新たに該当した支払事由に対する特定疾病一時金をお支払いします（注）。

ただし、急性心筋梗塞、脳卒中は新たに発病していること、脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、大動脈瘤、解離性大動脈瘤は新たに生じていることが必要です。

（注）拡張型心筋症、人工透析療法の開始、糖尿病性網膜症によるお支払いは保険期間を通じ１回限りとなります。

（1） 支払事由と取り扱い

●がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日以後、がんと診断確定されたとき。

●がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日以後、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したとき。この場合、「入院を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。

●がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき。この場合、その応当日にがんと診断確定されたものとします。

●がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日以後、がんの治療を直接の目的とする通院をしたとき。この場合、その応当日以後、最初に「通院をした日」にがんと診断確定されたものとします。

●６大疾病による特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日に拡張型心筋症、新たに発病した急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする継続入院中のときは、その日に拡張型心筋症、急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とする新たな入院を開始したものとして取り扱います。

●同時期にがんによる特定疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病一時金を重複してお支払いしません。また、同時期に６大疾病による特定疾病一時金の支払事由に複数該当した場合でも、特定疾病一時金を重複してお支払いしません。

（2） がんによる特定疾病一時金の支払事由に複数回該当した場合のお支払い例

がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日以後、がんと診断確定されたとき

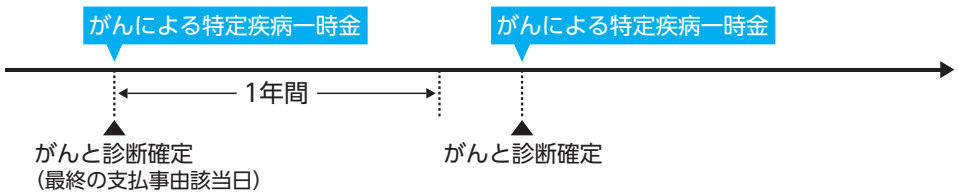

がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日以後、がんの治療を直接の目的とする入院をしたとき

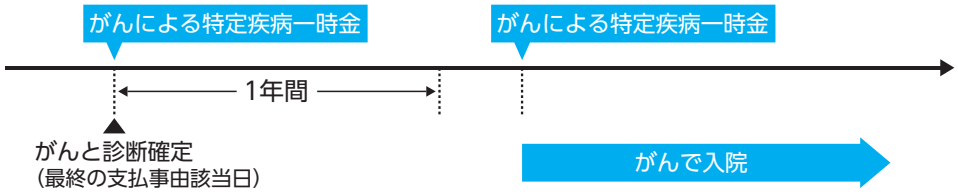

がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日に、がんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき

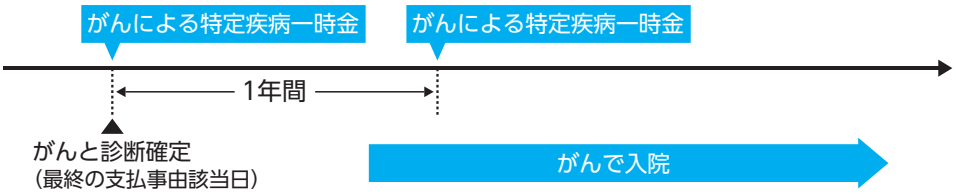

がんによる特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日の１年後の応当日以後、がんの治療を直接の目的とする通院をしたとき

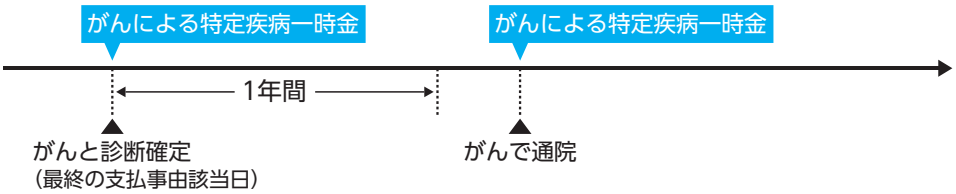

（3）　６大疾病による特定疾病一時金の支払事由に複数回該当した場合のお支払い例

６大疾病による特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて１年後の応当日以後、６大疾病による特定疾病一時金の支払事由に該当したとき

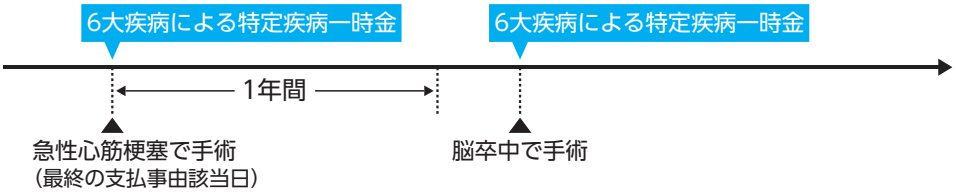

（4）　１年以内にがんおよび６大疾病による特定疾病一時金の支払事由に該当した場合のお支払い例

６大疾病による特定疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて１年以内に、がんによる特定疾病一時金の支払事由に該当したとき

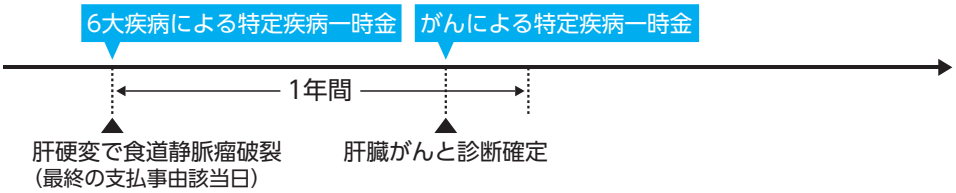

3 がん診断確定の場合の特別取り扱い

●がんを原因とする保障の責任開始期前（注1）にがんと診断確定されていた場合（注2）は、保険契約（付加特約を含みます）は無効となり、特定疾病一時金はお支払いしません。

（注1）がんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

（注2）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

●ただし、保険契約者、被保険者が告知の時前にその事実を知らなかった場合で、保険契約者から請求があったときは以下の特別取り扱いを適用し、保険契約を無効としません。

【がん診断確定の場合の特別取り扱い（注1）】

①契約日からその日を含めて5年を経過する日までの期間（がん不担保期間）中に診断確定されたがんについては、特定疾病一時金をお支払いしません。

②がんを原因とする保障の責任開始期前に診断確定されたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（注2）に生じたがんについては、がん不担保期間経過後でも特定疾病一時金をお支払いしません。

（注1）特定疾病一時金の給付割合が0%の場合は適用しません。

（注2）約款別表4に定めています。

約款別表4⇨P.100

●がん診断確定の場合の特別取り扱いを適用せず、保険契約が無効となった場合、すでに払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

①告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。

②告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

③告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がんを原因とする保障の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

ご留意ください

がんを原因とする保障の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合でも、告知義務違反による解除（⇨Ⅱ-4項：P.30）または重大事由による解除（⇨Ⅲ-1項：P.39）に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取り扱いとすることがあります。

3 7大疾病保険料払込免除特則

●この特則による保険料払込免除は、責任開始期以後に発病した疾病を原因とする場合に限ります。そのため、責任開始期前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘された場合で、その疾病により保険料払込免除事由に該当したときは、責任開始期からの経過期間にかかわらず、保険料の払込みは免除しません。（注）

（注）ただし、６大疾病による保険料の払込免除については、契約締結時に責任開始期前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえでなないろ生命がご契約をお引き受けしたときには保険料払込免除の対象となります。

●７大疾病保険料払込免除特則を適用したご契約について、責任開始期（注）以後保険期間中に以下の保険料払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料の払込みが免除となります。

	保険料払込免除事由
がんによる保険料払込免除	被保険者ががん（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき
６大疾病による保険料払込免除	被保険者が特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）の６大疾病による特定疾病一時金の支払事由（⇨P.9～10）に該当したとき

（注）がんによる保険料払込免除の責任開始期は、本則の保険期間開始期からその日を含めて91日目、６大疾病による保険料払込免除の責任開始期は、保険期間開始期となります。

●６大疾病による特定疾病一時金の給付割合が100％・50％・25％の場合に適用することができます。

●７大疾病保険料払込免除特則の保険料払込免除事由における「がん」とは、**約款別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**約款別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

約款別表1⇨P.97

●悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。

(2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

●がんによる保険料払込免除の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合（注）は、この特則は無効となり、保険料の払込みは免除となりません。ただし、特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）のがん診断確定の場合の特別取り扱い（⇨P.13）が適用された場合は、この特則についても特別取り扱いが適用されます。

（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

●７大疾病保険料払込免除特則の適用後に、この特則のみを取り消すことはできません。

4 がん保険料払込免除特則

●この特則による保険料払込免除は、がんによる保険料払込免除の責任開始期以後、がんと診断確定された場合に限ります。

●がん保険料払込免除特則を適用したご契約について、がんによる保険料払込免除の責任開始期（注）以後保険期間中に以下の保険料払込免除事由に該当した場合に、以後の保険料の払込みが免除となります。

	保険料払込免除事由
がん保険料払込免除	被保険者ががん（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき

（注）がんによる保険料払込免除の責任開始期は、本則の保険期間開始期からその日を含めて91日目となります。

●６大疾病による特定疾病一時金の給付割合が0％の場合に適用することができます。

●がん保険料払込免除特則の保険料払込免除事由における「がん」とは、約款別表1-1に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが約款別表1-4に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

約款別表1 ⇨P.97

●悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

●がんによる保険料払込免除の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合（注）は、この特則は無効となり、保険料の払込みは免除となりません。

（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

●がん保険料払込免除特則の適用後に、この特則のみを取り消すことはできません。

5 特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）に付加できる特約

各特約を付加することで、より充実した保障を準備することができます。

1 7大疾病初回一時金特約

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
7大疾病初回一時金	被保険者が7大疾病初回一時金の支払事由（注）のいずれかに該当したとき	7大疾病初回一時金額	主契約の特定疾病一時金受取人

（注）特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）の支払事由（⇨P.9～10）と同じです。

- 6大疾病による特定疾病一時金の給付割合が100%・50%・25%の場合に付加することができます。
- 7大疾病初回一時金のお支払いは1回限りです。
- 7大疾病初回一時金のお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病を原因とする場合に限ります。そのため、責任開始期前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘された場合で、その疾病により支払事由に該当したときは、責任開始期からの経過期間にかかわらず、7大疾病初回一時金はお支払いしません。（注）

  （注）ただし、6大疾病による7大疾病初回一時金については、契約締結時に責任開始期前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえでなないろ生命がご契約をお引き受けしたときには支払対象となります。
- この特約の支払事由に該当する「がん」とは、特約別表1-1に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが特約別表1-4に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

特約別表1⇨P.113

- 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

> (1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
>
> (2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

- がんを原因とする保障の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合（注）は、この特約は無効となり、7大疾病初回一時金はお支払いしません。ただし、特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）のがん診断確定の場合の特別取り扱い（⇨P.13）が適用された場合は、この特約についても特別取り扱いが適用されます。

  （注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

2 がん治療特約

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
がん治療給付金	被保険者ががんの治療を直接の目的として、次のいずれかの治療を受けたとき ①所定の抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む） ②所定の放射線治療を受けたとき	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとにがん治療給付金月額	主契約の特定疾病一時金受取人

●この特約の支払事由に該当する「がん」とは、**特約別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**特約別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

特約別表1⇨P.125

●悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。

(2) 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

●がん治療給付金の支払事由に該当する〈放射線治療〉は、「病院または診療所（注）」におけるものとします。

（注）「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所、またはこれと同等の日本国外にある医療施設を指します（「介護保険法」に定める介護保険施設や「老人福祉法」に定める老人福祉施設（養護老人ホーム）は含みません）。

●がん治療給付金の支払事由に該当する〈放射線治療〉は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されているもので、**特約別表3**に定める放射線治療とします（2020年9月1日以降、放射線治療を受けた時点までに、1回でもこれらの要件を満たせば対象となります）。なお、次の診療行為は支払対象外です。

・処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
・検査（エックス線診断など）
・血液照射
・歯科治療に伴う放射線照射（注）

（注）医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります）で放射線治療料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

特約別表3⇨P.126

●医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療は、放射線治療を開始した日のみが、がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を受けた日となります。

●がん治療給付金の支払事由に該当する〈抗がん剤治療〉は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科報酬点数表に薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されているもので、次のすべてを満たす医薬品の投与または処方（注）をいいます。

・投与または処方を受けた時点において、がんに対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品
・がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品（症状緩和を目的とした抗腫瘍効果のない医薬品は含みません。）
・世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、下表に分類される医薬品（ただし、下表に分類されない医薬品でも、下表に分類される医薬品と同等の効能または効果を有する場合で、なないろ生命が認めるときは、下表に分類される医薬品として取り扱います。）

解剖治療化学分類法による医薬品分類
L01. 抗悪性腫瘍薬
L02. 内分泌療法（ホルモン療法）
L03. 免疫賦活薬
L04. 免疫抑制薬
V10. 治療用放射性医薬品

（注）処方は、処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

●抗がん剤の処方を複数月分まとめて受けた場合には、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付を受けた日のみが、がん治療給付金の支払事由に該当する抗がん剤治療を受けた日となります。
●同一の月に複数回、抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療を受けたとき、重複してがん治療給付金を支払いません。
●同一の月に複数回、放射線治療を受けたとき、重複してがん治療給付金を支払いません。
●同一の月に抗がん剤（ホルモン剤を含む）治療および放射線を受けたときは、それぞれの治療に対してがん治療給付金をお支払いします。
●がん治療給付金のお支払いは、通算して2,000万円を限度とします。がん治療給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、この特約は消滅します。

3 先進医療特約

給付金等	支払事由	支払金額	受取人
先進医療給付金	被保険者が次のすべてを満たす療養を受けたとき ①この特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病（注1）を直接の原因とする療養 ②公的医療保険制度における先進医療による療養（歯科（注2）のみで実施することが定められているものを除く）	先進医療の技術にかかる費用と同額	主契約の特定疾病一時金受取人
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10%相当額	

（注1）疾病には薬物依存を含みません。また、所定の不慮の事故以外の外因を直接の原因とする傷害については疾病とみなします。
（注2）「歯科」「歯科口腔外科」「矯正歯科」「小児歯科」をいいます。

●6大疾病による特定疾病一時金の給付割合が100%・50%・25%の場合に付加することができます。
●先進医療給付金のお支払いは、通算して2,000万円を限度とします。先進医療給付金のお支払いが

通算して2,000万円に達したときは、この特約は消滅します。

●この特約の支払事由に該当する先進医療とは、療養を受けた時点において健康保険法等に定める公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われる療養で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で行われるものに限ります。

●厚生労働省が定める先進医療はその医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）が決められています。また、医療技術や適応症、実施している病院等は変更されることがあります（注）。

（注）ご加入時点では厚生労働大臣が定める先進医療であっても、療養を受けた時点では一般の保険診療に導入されている（公的医療保険制度の給付対象となっている）場合や、承認取り消し等の理由で厚生労働大臣が定める先進医療ではなくなっている場合などがあります。

●厚生労働省が定める医療技術と名称が同一でも、その治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合（注）もあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。

（注）例えば、医療技術の名称が同一であっても、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院等で療養を受けた場合や、適応症に合致しない場合（美容整形など）は非該当となります。

●〈先進医療の技術にかかる費用〉とは、先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。

●同一の傷害または疾病を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を１回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなします。

●この特約の付加は、同一の被保険者について、ないろ生命のすべての先進医療特約を通算して１特約に限ります。

4 がん先進医療特約

	支払事由	金額	受取人
がん先進医療給付金	被保険者が、次のすべてを満たす療養を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養 (2) 公的医療保険制度における先進医療による療養（歯科（注）のみで実施することが定められているものを除く）	先進医療の技術にかかる費用と同額	主契約の特定疾病一時金受取人
がん先進医療見舞金	がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん先進医療給付金の支払金額の10%相当額	

（注）「歯科」「歯科口腔外科」「矯正歯科」「小児歯科」をいいます。

●６大疾病による特定疾病一時金の給付割合が0%の場合に付加することができます。

●この特約の責任開始期は、主契約の保険期間開始日から、その日を含めて91日目となります。

●がん先進医療給付金のお支払いは、責任開始期以後に、がんと診断確定され、がんを直接の原因とする療養に該当した場合に限ります。

●がんを原因とする保障の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合（注）は、この特約は無効となり、がん先進医療給付金はお支払いしません。

●この特約の支払事由に該当する「がん」とは**特約別表1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の性状コードが**特約別表1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

特約別表1 ⇨P.146

●悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

・悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。
・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

●がん先進医療給付金のお支払いは、通算して2,000万円を限度とします。がん先進医療給付金のお支払いが通算して2,000万円に達したときは、この特約は消滅します。
●この特約の支払事由に該当する先進医療とは、療養を受けた時点において健康保険法等に定める公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われる療養で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で行われるものに限ります。
●厚生労働省が定める先進医療はその医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）が決められています。また、医療技術や適応症、実施している病院等は変更されることがあります（注）。最新の情報は厚生労働省のホームページで確認できます。
（注）ご加入時点では厚生労働大臣が定める先進医療であっても、療養を受けた時点では一般の保険診療に導入されている（公的医療保険制度の給付対象となっている）場合や、承認取り消し等の理由で厚生労働大臣が定める先進医療ではなくなっている場合などがあります。
●厚生労働省が定める医療技術と名称が同一でも、その治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合（注）もあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。
（注）例えば、医療技術の名称が同一であっても、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院等で療養を受けた場合や、適応症に合致しない場合（美容整形など）は非該当となります。
●〈先進医療の技術にかかる費用〉とは、先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
●がんを直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなします。
●この特約の付加は、同一の被保険者について、なないろ生命のすべての先進医療特約を通算して1特約に限ります。

6 法令改正等による支払事由の変更について

●法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、「がん治療特約」「先進医療特約」「がん先進医療特約」の支払事由に影響を及ぼす場合には、ないろ生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

7 解約返戻金について

●この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、特定疾病一時金基準金額の10％の解約返戻金があります。
特　約	解約返戻金はありません。

8 指定代理請求人による請求制度について

給付金等の受取人となる被保険者が給付金等をご請求できない事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等をご請求することができる制度です。

1 指定代理請求特約

●「指定代理請求特約」を付加することで、給付金等の受取人である被保険者に次のいずれかの事情があるため、給付金等を請求できないとなないろ生命が認めたときに、指定代理請求人が被保険者に代わって、その給付金等を請求できます。

・傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合
・治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていない場合
・その他上記に準じる事情がある場合

●保険契約者が法人の場合、「指定代理請求特約」を付加できません。

2 指定代理請求人

●指定代理請求人は１名とし、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定する必要があります。
●指定代理請求人が給付金等を請求する場合は、その請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

（1）次の範囲の者
①被保険者の戸籍上の配偶者
②被保険者の直系血族
③被保険者の３親等内の血族
④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族
（2）次の範囲の者のうち、なないろ生命所定の書類等によりその事実が確認でき、被保険者のために給付金等を請求する理由があるとなないろ生命が認める者
①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている（1）以外の者
②被保険者と財産管理契約により財産管理を行っている者

●保険契約者は、被保険者の同意となないろ生命の承諾を得て、指定代理請求人を変更できます。

3 代理請求の対象となる給付金等

●被保険者が受取人となる次の給付金等、および被保険者と保険契約者が同一の場合の保険料払込免除

- 特定疾病一時金
- 7大疾病初回一時金
- がん治療給付金
- 先進医療給付金
- 先進医療見舞金
- がん先進医療給付金
- がん先進医療見舞金

4 その他留意事項

●指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。

●指定代理請求人が給付金等を請求する場合は、その方がなないろ生命の定める指定代理請求人に該当することが確認できる書類を提出いただきます。その書類等でなないろ生命の定める指定代理請求人に該当すること、または給付金等を請求する適当な理由が確認できない場合は、給付金等をお支払いできないことがあります。

●指定代理請求人が親族以外の場合にお支払いする給付金等は、原則、給付金等の受取人様ご本人の口座へ振込みます。

●次の場合には、指定代理請求人は給付金等を請求できません。

- 被保険者の法令に定める代理人に給付金等の請求の代理権等が付与されている登記がある場合
- 指定代理請求人が故意に給付金等の支払事由を生じさせた場合
- 指定代理請求人が故意に被保険者が給付金等を請求できない状態に該当させた場合

ご留意ください

●「指定代理請求特約」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

●指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。

●保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態（被保険者の病名ががんであることなど）について知る可能性があります。

9 その他の留意事項について

●この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

1 ご契約にあたって

1 なないろ生命の組織形態について

●保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「株式会社」です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

2 保険契約の締結および生命保険募集人について

1 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人について

●募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様となないろ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後に保険契約者の変更といったご契約内容の変更をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対するなないろ生命の承諾が必要になります。

●告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。

ご留意ください

募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利（告知受領権）がないため、**募集代理店の担当者に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

3 ご契約お申込手続きの際の留意点について

1 申込書、告知書の記入について

●申込書、告知書（電磁的方法による場合を含みます）は、お申し込み、ご記入内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身が正確に記入してください。
●「告知」について、詳しくはⅡ-4項（⇨p.30）をご確認ください。

2 第1回保険料（相当額）のお払込みについて

（1） 口座振替扱によるお払込み

●「責任開始に関する特約」を付加した場合には、保険契約者が指定した口座から振り替えます。
●保険料領収証は発行しません。

（2） 金融機関口座へのお振込み

●なないろ生命所定の金融機関口座へお振込みいただきます。
●**振込金受取書**を第1回保険料相当額のお払込みの証とさせていただきますので、大切に保管してください。
●第1回保険料相当額の領収日は、**なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日**となります。

（3） クレジットカード扱によるお払込み

●なないろ生命が提携しているカード会社を経由してお払込みいただきます。
●保険料領収証は発行しません。
●第1回保険料相当額の領収日は、**取扱クレジットカード会社による利用承認日**となります。

3 責任開始に関する特約について

●この特約を付加したご契約の第1回保険料は、第1回保険料の払込期間（注1）中の振替日に保険契約者が指定した口座から振り替えます。
●振替日に振り替えできなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます（保険料の払込方法が月払の場合は、第2回保険料とともに振り替えます）。
●第1回保険料の猶予期間（注2）満了日までに第1回保険料のお払込みがないときは、ご契約は消滅します。この場合、以後、新たに「責任開始に関する特約」を付加したご契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。
●第1回保険料をお払込みいただく前は、主契約の減額、特約のみの解約をすることはできないなど、

なないろ生命所定の条件があります。

（注１）保険期間開始日からその翌月末日までをいいます。

（注２）第１回保険料の払込期間の翌月１日からその日を含めて３か月目の末日までをいいます。

4 契約日指定について

●契約日は、原則、責任開始日を含む月の翌月１日としますが、責任開始日を含む月が被保険者の誕生月で、その誕生日の前日までの日を契約日とすることで契約年齢が上がらないときは、次の要件を満たすことで、契約日を指定することができます。

○保険契約者からの申出があること ○なないろ生命がその申出を承諾すること

●契約日を指定する場合は、お申し込み、告知（診査）ならびに第１回保険料相当額のお払込みを誕生日の前日までの日にすべて完了する必要があります。

●契約日を指定した場合の契約日は、責任開始日となります。

5 お申込内容の確認について

ご契約をお引き受けしますと、なないろ生命は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申し込みいただいた内容およびお払込みいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに「ご契約のしおり-約款」裏表紙に記載のお客様サービスセンターにご連絡ください。

4 告知について

ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。

1 告知義務について

保険契約者および被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

●生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。

●ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態**等について**「告知書」（電磁的方法による場合を含みます。以下、「告知書等」といいます。）でなないろ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**

●なないろ生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

●告知をお受けできる権利（告知受領権）は、なないろ生命（告知書等に記入いただく場合）およびなないろ生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**

●募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」をご検討されている方は次のことにご留意ください。

●一般のご契約と同様に告知義務があります。そのため「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は、「新たなご契約の保険期間開始日」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。そのため、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をしなかったために解除または取り消しとなることもあります。**

2 告知義務違反について

事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合には、ご契約を解除することがあり、また給付金等をお支払いできないことがあります。

●告知いただくことがらは、告知書等に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、保険期間開始日から２年以内（注1）であれば、なないろ生命は**「告知義務違反」**としてご契約を解除することがあります。

●**ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません（注2）。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません（注2）。**

●ご契約を解除するときは、解約返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

●告知にあたり、募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、なないろ生命はご契約を解除することはできません。ただし、募集代理店の担当者（生命保険募集人）のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、なないろ生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、なないろ生命はご契約を解除することができます。

●ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないこと、または保険料のお払込みを免除できないことがあります。

（例）現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。

（注1）保険期間開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。

（注2）「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。

3 傷病歴・通院事実等を告知された場合

●傷病歴がある場合でも、その内容によってはご契約をお引き受けさせていただくことがあります。（ご契約をお引き受けできないこと（注）や「特定部位・指定疾病についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただくこともあります。）

（注）この場合、保険契約者から特にお申し出がない限り、領収金額をあらかじめご指定いただいた保険料の振替口座に返金します。返金できる口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金口座をご指定いただきます。

●なないろ生命では、健康上の理由で、通常の保険に加入できない方向けの医療保険（注）も取り扱っています。健康に不安のある方はご検討ください。

（注）健康に不安のある方向けの医療保険のため、なないろ生命の代理店で取り扱っているその他の医療保険と比べて保険料が割高となっています。ご契約に際しては、なないろ生命所定の条件があります。詳しくは募集代理店の担当者にお問い合わせください。

5 保険期間開始日および保障の責任開始期について

●保険契約は、保険契約者からのお申し込みをなないろ生命が承諾したときに有効に成立します。承諾した場合、保険期間開始日は以下となります。

「責任開始に関する特約」を付加した場合（第１回保険料を口座振替でお払込みいただく場合）	お申し込みと告知（診査）がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込み、告知（診査）ならびに第１回保険料相当額のお払込みが完了した時（注）

（注）第１回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	なないろ生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日

ご留意ください

「特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）」「７大疾病初回一時金特約」「がん治療特約」「がん先進医療特約」「７大疾病保険料払込免除特則」「がん保険料払込免除特則」のがんを原因とする保障の責任開始期は、保険期間開始日からその日を含めて91日目となります。

［例］「責任開始に関する特約」を付加した場合

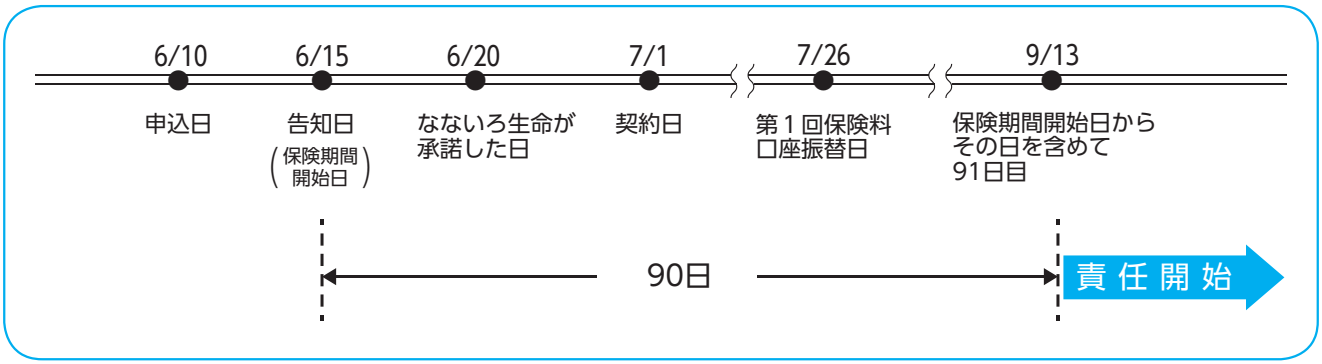

［例］第１回保険料相当額を口座振込みでお払込みの場合

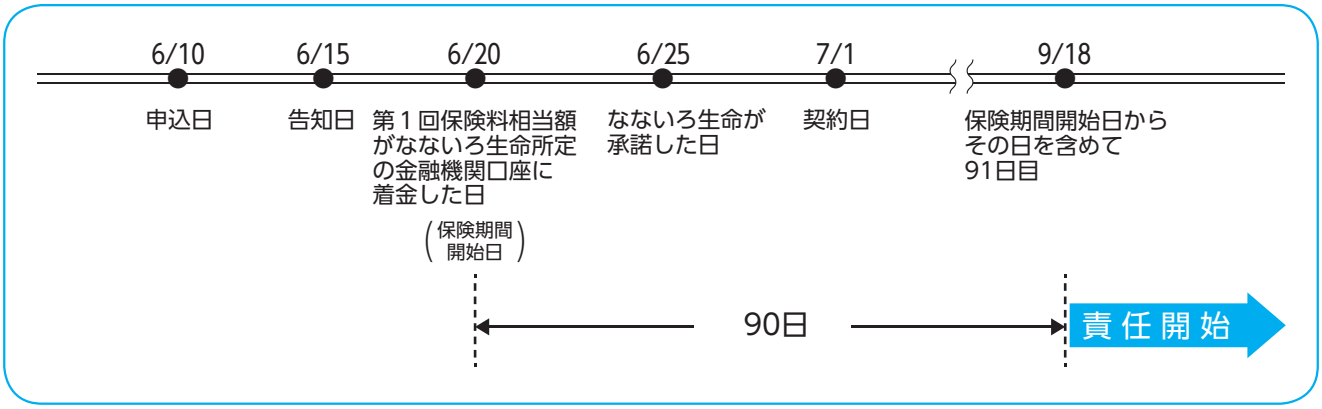

6 特別条件について

被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りしたり、条件をつけてご契約をお引き受けする場合があります。

被保険者の健康状態、職業などによっては、他のご契約との公平性を保つために、ご契約をお断りしたり、「特定部位・指定疾病についての不担保」などの特別条件をつけてご契約をお引き受けする場合があります。
特別条件をつけてご契約をお引き受けする場合には、特別条件の内容を記載した「承諾書」に署名していただきます。

7 クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について

1 適用期間

保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（注意喚起情報）を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内（非営業日を含みます）。

2 お申出方法

申込みの撤回等は書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じるので、**郵便によりなないろ生命宛に発送してください**（店頭へは持参せず郵送にてお申出ください。保険契約者様からの口頭のみのお申出はお受けできませんのでご留意ください）。

なお、お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。申込者等から特にお申出のない場合は、あらかじめご指定いただいた保険料の振替口座へ返金します。なお、返金できる申込者等の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座をご指定いただきます。

〈記入例〉書面には、保険契約者様ご本人が、次の①～③の内容をご記入していただきます（口座振替扱とクレジットカード扱では、記入項目が異なりますので、記入例を参照願います）。

① お申込みの撤回等をする旨の文言

② 申込者氏名（自署）、住所、電話番号

③ 申込番号（契約申込書の上部10桁の数字）、保険料、取扱代理店、申込日、申出日、返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人フリガナ、口座名義人）

【口座振替扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社　行

今回の契約申込みを撤回します
申込者氏名：○　○　○　○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電 話 番 号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申 込 番 号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保　険　料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申　込　日：20○○年○○月○○日
申　出　日：20○○年○○月○○日

【クレジットカード扱のお申込み】

なないろ生命保険株式会社　行

今回の契約申込みを撤回します
申込者氏名：○　○　○　○
申込者住所：○○○○○○○○○○
電 話 番 号：＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
申 込 番 号：＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
保　険　料：＊＊＊＊＊円
取扱代理店：○○○会社○○店
申　込　日：20○○年○○月○○日
申　出　日：20○○年○○月○○日

返金先口座：○○銀行○○支店　店番
普通（口座番号）＊＊＊＊＊＊＊
口座名義人フリガナ　○○○○　○○○○
口座名義人　○○　○○

【送付先】〒206-8611　東京都多摩市鶴牧1－23　なないろ生命　クーリング・オフ担当

※保険契約者様が法人または個人事業主（雇用主）の場合は、クーリング・オフ制度の適用対象外となります。
※個人情報保護の観点から、封書によりお申出いただきますようお願いします。
※クーリング・オフ制度が適用された場合、既に受領している第1回保険料充当金は申込者様（保険契約者様）に全額をご返金します。
※詳細は、「注意喚起情報」をご参照ください。

8 ご契約内容等の確認制度について

ないろ生命の職員またはないろ生命から委託された担当者がご契約内容等の確認のため、電話や訪問をすることがあります。この確認制度は生命保険会社各社が行っています。

1 お申込時の契約確認について

ご契約のお申し込みにあたり、後日、ないろ生命の職員またはないろ生命から委託された担当者が、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。
お申込時に告知した内容が事実と相違したり、告知もれがありますと、将来、給付金等をお支払いできない場合があります。

2 給付金等のご請求時の確認・照会について

給付金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、ないろ生命の職員またはないろ生命から委託された担当者が、給付金等をお支払いするための確認・照会（以下、「支払確認・照会」といいます）に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。
支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきます。

（注）支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人がないろ生命からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、これによりその確認が遅延した期間は遅滞の責任を負わず、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで給付金等をお支払いしません。

9 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

●多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。

●**新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。**

●新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

●新たにお申し込みの特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）、7大疾病初回一時金特約、がん治療特約、がん先進医療特約の保険期間開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合（注）には、特定疾病一時金、7大疾病初回一時金、がん治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療見舞金はお支払いしません。また、保険期間開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合（注）には、7大疾病保険料払込免除特則、がん保険料払込免除特則による保険料の払込免除も行いません。

●保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がった場合には、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

1 給付金等をお支払いできない場合について

給付金等をお支払いできない場合について記載しています。
「給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の具体的事例について」⇨p.42もあわせてご確認ください。

1 免責事由に該当した場合

（1） 死亡給付金

●被保険者が次のいずれかによって死亡したとき
- ○保険契約者または死亡給付金受取人の故意
- ○戦争その他の変乱（注）

（2） 先進医療給付金、先進医療見舞金

●被保険者が次のいずれかによって支払事由に該当したとき
- ○保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ○被保険者の犯罪行為
- ○被保険者の精神障害を原因とする事故
- ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ○むちうち症または腰痛でいずれも他覚所見のないもの
- ○地震、噴火または津波（注）
- ○戦争その他の変乱（注）

（注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、給付金等の金額の一部または全部をお支払いします。

2 告知義務違反によりご契約が解除された場合

●告知（注）していただいた内容が事実と相違し、ご契約を解除したとき

（注）詳しくはⅡ-4項（⇨p.30）をご確認ください。

3 重大事由によりご契約が解除された場合

●次のいずれかの重大事由が生じたとき

○保険契約者、被保険者（注1）または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（注2）をしたとき

○給付金等の請求に関して、給付金等の受取人に詐欺行為（注2）があったとき

○他のご契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

○保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき

- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
- 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

○次の事由などにより、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼が損なわれ、かつ、ご契約を継続することを期待しえない上記重大事由のいずれかと同等の事由があるとき

- ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき
- 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

（注1）死亡給付金の場合は、被保険者を除きます。

（注2）未遂を含みます。

ご留意ください

●重大事由が生じた場合、なないろ生命はご契約を解除します。

●重大事由が生じた時からご契約の解除までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていても、なないろ生命は給付金等のお支払いおよび保険料の払込免除を行いません。すでに給付金等をお支払いしていた場合は、その返還を請求します。また、すでに保険料の払込を免除していた場合は、その保険料のお払込みを請求します。

●重大事由によりご契約が解除された場合で、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者にお支払いします。

4 詐欺による取り消しの場合

●保険契約者または被保険者の詐欺によってなないろ生命がご契約のお申し込みを承諾したとき

ご留意ください

●詐欺によりご契約のお申し込みを承諾した場合は、なないろ生命はご契約を取り消し、お払込みいただいた保険料は返還しません。

5 不法取得目的による無効の場合

●ご契約の加入状況、ご契約成立後の給付金等の請求状況などから判断して、保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的でご契約を締結したものと認められるとき

ご留意ください

●不法取得目的により締結されたご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は返還しません。

6 ご契約が消滅（未払消滅）した場合

●保険料のお払込みがないまま猶予期間が経過し、ご契約が消滅（未払消滅）（注）したとき

（注）詳しくはⅣ-3項（⇨p.47）をご確認ください。

7 支払事由に該当しないその他の場合

（1） 特定疾病一時金、7大疾病初回一時金、がん治療給付金、がん先進医療給付金、がん先進医療見舞金

●がんを原因とする保障について、がんを原因とする保障の責任開始期（注1）前にがんと診断確定されていたとき（注2）

●がんを原因とする保障以外の保障について、がんを原因とする保障以外の保障の責任開始期（注1）前の疾病を原因とするとき

（2） 先進医療給付金、先進医療見舞金

●責任開始期（注1）前の傷害または疾病を原因とするとき（注3）

●被保険者の薬物依存によるとき

（注1）詳しくはⅡ-5項（⇨p.32）をご確認ください。

（注2）がん診断確定の場合の特別取り扱いが適用されている場合を除きます。

（注3）以下のような場合、責任開始期以後の疾病とみなします。

- 責任開始日からその日を含めて２年を経過した後に療養等を受けたとき
- 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていない等の理由により、その原因に関する事実をなないろ生命が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
- 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者による認識・自覚もなかったとき

2 給付金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の具体的事例について

以下の各事例は、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の代表例をご参考としてあげたものです。
ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取り扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取り扱いに違いが生じることがあります。

【事例1】特定疾病一時金・7大疾病初回一時金のお支払い〈告知義務違反による解除〉

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
ご加入前の慢性C型肝炎での通院について、告知書で正しく告知せずに加入したが、ご加入1年後に慢性C型肝炎とは因果関係のない胃がんと診断確定された場合	ご加入前の慢性C型肝炎での通院について、告知書で正しく告知せずに加入したが、ご加入1年後に慢性C型肝炎を原因とする肝がんと診断確定された場合

解　説

ご契約の際には、被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて正確にもれなく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、ご契約は解除となり、給付金等はお支払いしません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、給付金等をお支払いします。

【事例2】特定疾病一時金・7大疾病初回一時金・がん先進医療給付金・がん先進医療見舞金・がん治療給付金のお支払い〈がんを原因とする保障の責任開始日前のがん診断確定による無効〉

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
保険期間開始日から100日を経過した日に胃がんと診断確定され、所定の抗がん剤治療や、公的医療保険制度における先進医療による療養を受けた場合	保険期間開始日から80日を経過した日に胃がんと診断確定され、所定の抗がん剤治療や、公的医療保険制度における先進医療による療養を受けた場合

解　説

がんを原因とする保障の責任開始期（保険期間開始日からその日を含めて91日目）より前に、がんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます）には、保険契約（付加特約を含みます）は無効となり、特定疾病一時金・7大疾病初回一時金・がん先進医療給付金・がん先進医療見舞金・がん治療給付金はお支払いしません。

【事例3】特定疾病一時金・7大疾病初回一時金のお支払い〈支払事由非該当〉

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
急性心筋梗塞を発病し、治療のために入院した場合	狭心症を発病し、治療のために入院した場合

解　説

特定疾病一時金・7大疾病初回一時金は、支払事由に該当した場合にお支払いします。
支払対象となる疾病はがん、急性心筋梗塞・拡張型心筋症、脳卒中・脳動脈瘤、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患であり、所定の入院や手術をしたとき、所定の状態になったときに特定疾病一時金・7大疾病初回一時金をお支払いします。支払事由の詳細はⅠ-2項（⇨p.9～10）をご確認ください。

【事例4】特定疾病一時金のお支払い〈支払事由非該当（6大疾病による特定疾病一時金　給付割合0%）〉

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
がん（上皮内新生物を含みます）と診断確定された場合	急性心筋梗塞の治療で手術を受けた場合

解　説

特定疾病一時金は、支払事由に該当した場合にお支払いします。
6大疾病による特定疾病一時金給付割合0%の場合、支払対象となる疾病はがんであり、がん以外の疾病による給付金等はお支払いしません。

【事例5】がん治療給付金のお支払い〈支払対象とならない抗がん剤治療〉

○ お支払いする場合	× お支払いできない場合
抗がん剤（抗悪性腫瘍薬）の投与を複数月にわたって受けた場合	同一の月に2回目の抗がん剤（抗悪性腫瘍薬）の投与を受けた場合

解　説

がん治療給付金は、支払事由に該当する治療を受けた日の属する月ごとに、がん治療給付金月額をお支払いします。ただし、同一の月に複数回、抗がん剤治療（ホルモン剤を含む）を受けたとき、重複してがん治療給付金を支払いません。

3 給付金等のご請求に関する訴訟について

給付金等のご請求に関する訴訟については、なないろ生命の本社の所在地または給付金の受取人の所在地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

1 保険料の払込方法（回数）について

保険料の払込方法（回数）には次のような方法があります。

払込回数	内容
月払	毎月、保険料をお払い込みいただく方法です。
年払	毎年１回、１年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

2 保険料の払込方法（経路）について

払込方法（経路）には次のような方法があります。

1 口座振替扱によるお払込みについて

なないろ生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

2 クレジットカード扱によるお払込みについて

なないろ生命が提携しているカード会社を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。
クレジットカード扱には、なないろ生命所定の要件があります。

ご留意ください

保険料の前納および予納は取り扱いません。

3 保険料払込みの猶予期間と消滅について

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月１日からその日を含めて３か月目の末日までを保険料のお払込みの猶予期間とします。
お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなります。その場合、消滅した契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活は取り扱いません）。

［しくみ］

4 保険料のお払込みが困難になられたときについて

保険料のお払込みが困難になられたときには、なないろ生命所定の範囲内で給付金額等を減額して、保険料の負担を軽減することができます。

5 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて

●保険料の払込方法（回数）が年払のご契約（以下「年払契約」といいます）が消滅（注1）した場合、または保険料のお払込みが免除された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その返還金をお支払いします。

●保険料の未経過分に相当する返還金は、すでに払い込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約日の応当日（月単位）から、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約日の応当日（年単位）の前日までの月数に対応する保険料相当額となります。

（注1）ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

（注2）保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、その不要となった部分の保険料に限ります。

（例）契約日の応当日（年単位）が1月1日の年払契約について、1月20日に年払保険料のお払込み、5月25日に解約した場合

［保険料の未経過分に相当する返還金］
保険料のお払込みが不要となった日はご契約を解約した5月25日のため、その翌日以後最初に到来する契約日の応当日（月単位）は6月1日となります。そのため、6月1日から契約日の応当日（年単位）の前日となる12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を保険料の未経過分に相当する返還金としてお支払いします。

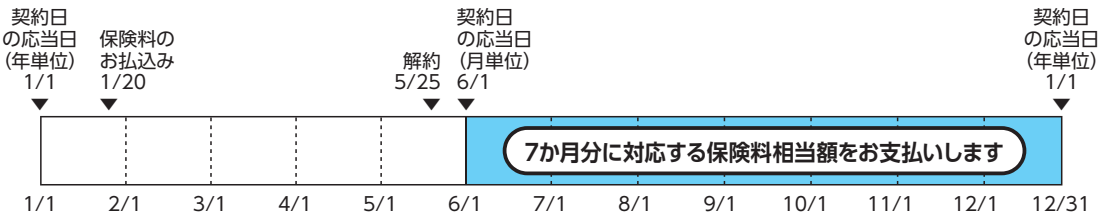

ご留意ください

保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料の未経過分に相当する返還金のお支払いはありません。

6 給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について

●保険料は、払込期月ごとの契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約日の応当日に払込まれるものとして計算されています。

●保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約日の応当日以後に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときには、給付金等のお支払いの場合は給付金等からその未払込保険料を差し引き、保険料の払込免除の場合はその未払込保険料をお払込みいただきます。

〔例〕　月払（契約日の応当日（月単位）が１日）のご契約の場合

４月分の保険料のお払込みがないまま、４月１日～４月30日に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したとき

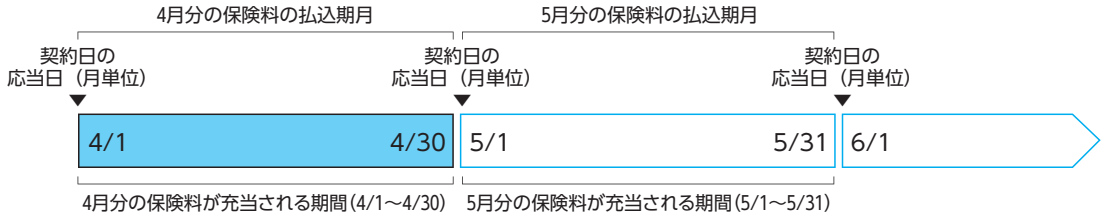

［給付金等の支払事由が発生したとき］
４月分の未払込保険料を給付金等から差し引いて、給付金等をお支払いします。
［保険料の払込免除事由が発生したとき］
４月分の未払込保険料をお払込みいただきます。

1 諸請求に必要な書類について

1 給付金等のご請求について

●給付金等をご請求いただく場合は以下のような流れとなります。

1．発生

〔お支払いする可能性がある事由の発生〕
以下のような事由が発生したとき、すみやかになないろ生命お客様サービスセンターまでご連絡ください。
※保障内容によっては、支払事由に該当しない場合があります。
・病気で入院・手術・通院をした場合
・亡くなった場合
・がんと診断された場合
・入院しないで抗がん剤治療を受けている場合
・その他の支払事由に該当するかどうかご不明の場合

2．連絡

〔なないろ生命お客様サービスセンターへのご連絡〕
お手元に、ご契約の証券番号がわかる書類（保険証券等）をご用意ください。
給付金等をもれなくご請求いただくために、以下の内容をお伺いします。
・証券番号、お電話をいただいた方のお名前・被保険者名
・入退院日、病名、手術名、手術日、通院の有無など
※病名等は、必要書類をご案内するためにお伺いするものですので、差支えのない範囲でお申出願います。

なないろ生命

〔請求のご案内〕
ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と請求書類をお届けします。

3．提出

〔請求書類のご提出〕
ご案内した必要書類をお取りそろえのうえ、ご提出ください。

なないろ生命

〔給付金等のお支払い〕
給付金等をお支払いします。または、保険料のお払込みを免除します。

4．受取

〔お支払明細書をご確認ください〕
お支払金額などを記載したお支払明細書をご郵送しますので、ご確認ください。

●給付金等の請求に必要な書類は約款・特約の別表に記載していますので、ご確認ください。

約款・特約	該当別表	掲載ページ
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）普通保険約款	別表５	P.101
７大疾病初回一時金特約	別表５	P.116
がん治療特約	別表９	P.127
先進医療特約	別表４	P.137
がん先進医療特約	別表４	P.147
指定代理請求特約	別表	P.152

ご留意ください

●なないろ生命は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、または別表に記載された書類の一部のご提出を省略して取り扱うことがあります。
●給付金等のご請求に際し、なないろ生命にご提出いただく書類（診断書等）の手配に関する諸費用は、お客様の負担となります。
●代理人によるご請求の場合、別表に記載の書類の他に、受取人が給付金等をご請求できない事情を証明する書類があわせて必要となります。
●給付金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることやなないろ生命の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
●給付金等は、請求権者が権利を行使できるようになった時から３年間を過ぎると、ご請求の権利がなくなります。
●成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、なないろ生命にその登記事項証明書をご提出ください。

2 その他のご請求について

●保険契約に関する諸請求の際には、次の書類をご提出いただきます。

請求する事項 ＼ 請求に必要な書類	ないろ生命所定の請求書	保険契約者の印鑑証明書
給付金額等の減額（⇨Ⅳ-4項：p.48）	●	●
解約（⇨Ⅴ-4項：p.56）	●	●
保険契約者の変更（⇨Ⅴ-3項：p.55）	●	●
死亡給付金等の受取人の変更（⇨Ⅴ-3項：p.55）	●	●

●お手続きについてはお客様サービスセンターまでご連絡ください。

ご留意ください

●ないろ生命は、上記以外の書類のご提出を求めること、または上記書類の一部のご提出を省略して取り扱うことがあります。

●ご契約に関する諸請求に際し、ないろ生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。

●成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、ないろ生命にその登記事項証明書をご提出ください。

2 給付金等の支払期限について

●給付金等のご請求があった場合、なないろ生命は、必要書類がなないろ生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて５営業日以内に給付金等をお支払いします。ただし、給付金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類がなないろ生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記１の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類がなないろ生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類がなないろ生命に到着した日とは、完備された必要書類がなないろ生命に到着した日をいいます。

●やむを得ず上記期限をこえてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

●給付金等をお支払いするための上記１・２の確認に際し、保険契約者・被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、なないろ生命はこれによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いしません。

3 保険契約者、死亡給付金受取人の変更について

1 保険契約者の変更について

●保険契約者は、**被保険者の同意となないろ生命の承諾**を得て、保険契約者を変更できます。
●保険契約者を変更した場合、保険契約上の権利義務（給付金等の受取人を変更する権利、保険料のお支払い義務など）はすべて新しい保険契約者に引き継がれます。

2 死亡給付金受取人の変更について

●保険契約者は支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、死亡給付金受取人を変更できます。
●死亡給付金受取人を変更する場合は、すみやかになないろ生命へ通知ください。新しい死亡給付金受取人への変更手続きをしていただきます。
●保険契約者は支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡給付金受取人を変更することもできます。この場合、保険契約者がお亡くなりになった後、保険契約者の相続人からなないろ生命へ通知ください。
●死亡給付金を除く給付金等の受取人は、被保険者となります。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人が指定され死亡給付金受取人が保険契約者であるときは、保険契約者となります。
●**給付金等の受取人がお亡くなりになった場合は、すみやかになないろ生命へ通知ください。**

ご留意ください

●受取人の変更に関する通知をなないろ生命が受ける前に変更前の受取人に給付金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の受取人から給付金等の請求を受けても、なないろ生命は給付金等をお支払いしません。

4 解約・減額と解約返戻金について

1 解約・減額について

●ご契約の解約・減額（注）はいつでもできますが、以後の保障はなくなります。
（注）「責任開始に関する特約」が付加されている契約は、第１回保険料の払込み前の減額はお取り扱いできません。
●ご継続を迷われたときはお気軽にご相談ください。

2 解約返戻金について

●この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約	解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、特定疾病一時金基準＋金額の10％の解約返戻金があります。
特　約	解約返戻金はありません。

3 被保険者による保険契約者への解約の請求について

●被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

①保険契約者または給付金等の受取人がなないろ生命に保険給付を行わせることを目的として給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
②給付金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
③上記①②の他、被保険者の保険契約者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

4 契約当事者以外の者による解約について

●保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知がなないろ生命に到達した日の翌日からその日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

●債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約がなないろ生命に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
②保険契約者でないこと

●給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知がなないろ生命に到達した日の翌日からその日を含めて１か月を経過する日までの間に以下のすべての手続きを行う必要があります。

①保険契約者の同意を得ること
②解約の通知がなないろ生命に到達した日に解約の効力が生じたとすればなないろ生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
③上記②について、債権者等に支払った旨をなないろ生命に対して通知すること（なないろ生命への通知についても期間内に行うこと）

5 生命保険と税金について

生命保険には税制上の特典があります。

以降の記載は**2021年5月現在**の税制に基づいています。将来的に税制が変更され、取り扱いが変わる場合があります。詳しくは、所轄の税務署等にご確認ください。

1 「生命保険料控除制度」について

- 「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。
- 「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります）。

①所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$）＋10,000円
40,000円超80,000円以下	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$）＋20,000円
80,000円超	一律40,000円

（注）控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

②住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$）＋6,000円
32,000円超56,000円以下	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$）＋14,000円
56,000円超	一律28,000円

（注）控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

③「控除証明区分」について

●「ご契約のしおり」に掲載の各主契約・特約の「控除証明区分」は下表のとおりです。

介護医療保険料	
・特定疾病一時金保険（無解約返戻金型） ・がん治療特約 ・がん先進医療特約	・７大疾病初回一時金特約 ・先進医療特約

④「生命保険料控除証明書」について

●毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。

2 給付金等の税制上のお取り扱いについて

給付金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

（1） 死亡給付金をお受け取りの場合

①死亡給付金の税制のお取り扱いについて

契約内容	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得） 住民税
	夫	子	夫	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

②相続税に関する死亡給付金の非課税金額について

保険契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合には、死亡給付金（ご契約が２件以上のときは合計します）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

（2） その他の給付金等をお受け取りの場合

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族に該当する場合、次の給付金等は全額非課税となります。

- 特定疾病一時金
- ７大疾病初回一時金
- がん治療給付金
- 先進医療給付金
- 先進医療見舞金
- がん先進医療給付金
- がん先進医療見舞金

1 お客様に関する個人情報のお取扱いについて

1 なないろ生命における個人情報の利用目的について

保険契約等申し込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

●なないろ生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

●なないろ生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

●なないろ生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※なないろ生命の個人情報のお取り扱いにつきましては、なないろ生命ホームページ（https://www.nanairolife.co.jp/）にも掲載しておりますので合わせてご確認ください。

2 なないろ生命における機微（センシティブ）情報の取り扱いについて

被保険者等の身体、健康情報に関する保険医療等の情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、なないろ生命業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的のために取得、利用させていただきます。

3 再保険会社への個人情報の提供について

なないろ生命は、なないろ生命と保険契約者様との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。また、再保険会社における当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者様の個人情報のほか、被保険者様の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

2 支払査定時照会制度について

なないろ生命は、生命保険制度が健全に運営され、給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、なないろ生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容を照会させていただくことがあります。

●なないろ生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、なないろ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は次のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●なないろ生命が保有する相互照会事項記載の情報については、なないろ生命が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、なないろ生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、なないろ生命の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過したご契約に係るものは除きます。

（1）被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）

（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）

（3）保険種類、契約日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

● 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

3 生命保険契約者保護機構について

なないろ生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）の概要は以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません。（注4））。
●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（＊1）を超えていた契約を指します（＊2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率　＝　90%　－　{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

（＊1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、なないろ生命または保護機構のホームページで確認できます。

（＊2）一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、

被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

(注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

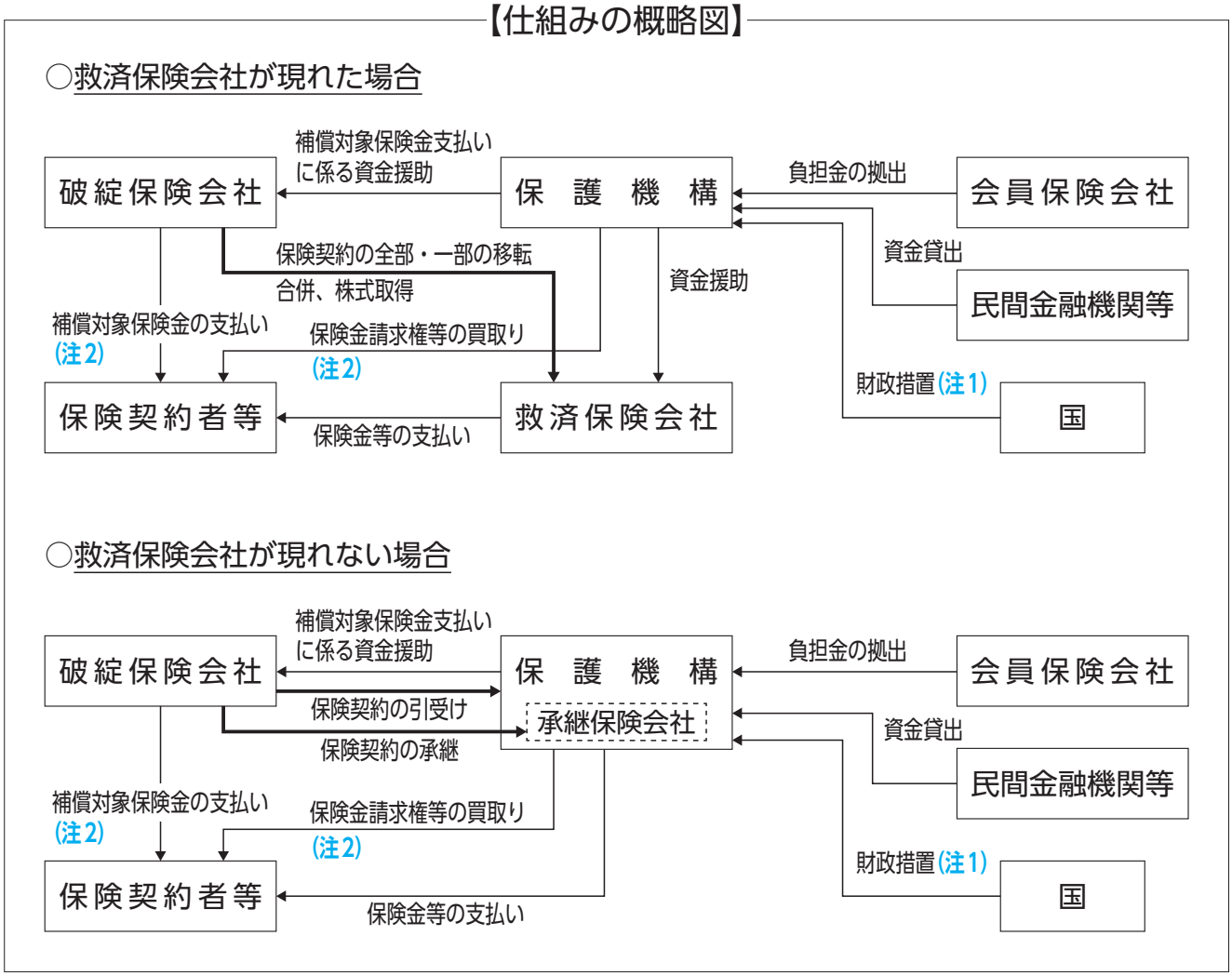

(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前ページ（注2）に記載の率となります。）。

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　TEL　03－3286－2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～12：00、13：00～17：00

ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

特定疾病一時金保険
（無解約返戻金型）

なないろセブン

がん＆6大疾病に備える

特定疾病一時金保険
（無解約返戻金型）
［がん診断一時金タイプ］

なないろがん一時金保険

シンプルながん保険

約款

約款 は、ご契約のとりきめを記載しています。

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉
この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉
・「本文」に記載した用語について、説明しています。
（例：＊1、＊2…）
・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。
（例：A、B…）
※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】医療保険（無解約返戻金型）普通保険約款

3 給付金の支払いについて

第５条 給付金の支払い

1．当社は、次の表、本条の２．および本条の３．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第６条）に該当するときは支払いません。なお、医療費充当給付金の給付倍率（第１条）が０倍の場合には、医療費充当給付金の支払いはなく、また、手術給付金の型（第３条）が手術なし型の場合には、手術給付金および放射線治療給付金の支払いはありません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表４★）をしたとき (1)　責任開始期（第４条）*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2)　(1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3)　病院または診療所（別表６★）への入院 (4)　入院日数が１日*4以上の入院	１回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
医療費充当給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表４★）を開始したとき	１回の入院につき、 （入院給付金日額） × 保険契約者が選択した給付倍率 （第１条）	

第５条 補足説明

＊１　**責任開始期（第４条）**
第４条（責任開始期）の規定により、当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

＊２　**傷害**
責任開始期（第４条）*1以後に生じた不慮の事故（別表５★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊３　**疾病**
公的医療保険制度（別表８★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始期（第４条）*1以後に生じた「不慮の事故（別表５★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。
A：平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

★別表４（P.104参照）、別表５（P.104参照）、別表６（P.104参照）、別表７（P.105参照）、別表８（P.105参照）、別表９（P.105参照）、別表10（P.105参照）、別表11（P.105参照）、別表12（P.105参照）、別表13（P.105参照）、別表14（P.105参照）、別表15（P.106参照）、別表16（P.106参照）、別表17（P.106参照）

3 〈脚注〉
「別表」や「ご契約のしおり」などを参照にしている部分について、その参照先のページを記載しています。
※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

〔例〕免責事由（第６条）

なお、同じ条文中にその文言が２回以上ある場合は、２回目以降の記載は省略します。

特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色…… 70

1　給付割合について
第１条　特定疾病一時金の給付割合…… 70

2　保障の開始について
第２条　保険期間開始期…… 70
第３条　責任開始期…… 71

3　特定疾病一時金等の支払いについて
第４条　特定疾病一時金・死亡給付金の支払い…… 71
第５条　死亡給付金の免責事由…… 78

4　特定疾病一時金等の支払請求手続について
第６条　特定疾病一時金・死亡給付金の支払請求手続…… 79
第７条　特定疾病一時金・死亡給付金の支払時期…… 79

5　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第８条　保険料払込期間中の被保険者の死亡…… 80

6　保険料の払込みについて
第９条　保険料の払込み…… 80
第10条　保険料の払込方法（経路）…… 81
第11条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い…… 81
第12条　保険料の前納…… 81

7　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について
第13条　保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）…… 82

8　取消しと無効について
第14条　がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効…… 82
第15条　がん給付の責任開始期前のがん診断確定の場合の特別取扱い…… 83
第16条　詐欺による取消し…… 83
第17条　不法取得目的による無効…… 83

9　告知義務と解除について
第18条　告知義務…… 83
第19条　告知義務違反による解除…… 83
第20条　告知義務違反による解除ができないとき…… 84
第21条　重大事由による解除…… 84

10　契約内容の変更等について
第22条　保険料払込方法の変更…… 85
第23条　特定疾病一時金基準金額の減額…… 86

11　解約等について
第24条　保険契約の解約…… 86
第25条　解約返戻金…… 86
第26条　保険料の未経過分に相当する返還金…… 86
第27条　特定疾病一時金・死亡給付金の受取人による保険契約の存続…… 86

12　死亡給付金受取人および保険契約者について
第28条　当社への通知による死亡給付金受取人の変更…… 87
第29条　遺言による死亡給付金受取人の変更…… 87
第30条　死亡給付金受取人の死亡…… 87
第31条　保険契約者の権利義務の承継…… 87
第32条　保険契約者の代表者および特定疾病一時金・死亡給付金の受取人の代表者…… 88

13　契約年齢の計算等について
第33条　契約年齢の計算…… 88
第34条　契約年齢の誤りの処理…… 88
第35条　性別の誤りの処理…… 88

14　その他
第36条　契約者配当金…… 88
第37条　被保険者の業務の変更、転居および旅行…… 88
第38条　保険契約者の住所の変更…… 88
第39条　時効…… 89
第40条　管轄裁判所…… 89

15　特則について
第41条　７大疾病保険料払込免除特則…… 89
第42条　この特則の責任開始期…… 89
第43条　保険料の払込免除…… 89
第44条　この特則の保険料の払込免除の請求手続…… 91
第45条　この特則の無効および特別取扱い…… 91
第46条　この特則の取消し…… 92
第47条　解約返戻金…… 92
第48条　本則の読替え…… 92
第49条　本則の規定の準用…… 94
第50条　がん保険料払込免除特則…… 94
第51条　この特則の責任開始期…… 94
第52条　保険料の払込免除…… 94
第53条　この特則の保険料の払込免除の請求手続…… 94
第54条　この特則の無効…… 94
第55条　この特則の取消し…… 94
第56条　解約返戻金…… 95
第57条　本則の読替え…… 95
第58条　本則の規定の準用…… 96

別表１　がん
１．特定疾病一時金の支払対象および保険料払込免除の対象となる悪性新生物および上皮内新生物…… 97
２．悪性新生物および上皮内新生物の定義…… 97
３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定…… 97
４．新生物の形態の性状コード…… 97

別表２　６大疾病
１．特定疾病一時金の支払対象および保険料払込免除の対象となる「６大疾病」…… 98
２．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義…… 99

別表３　手術等
１．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての特定疾病一時金の支払対象および６大疾病による保険料払込免除の対象となる手術…… 99
２．糖尿病性網膜症についての特定疾病一時金の支払対象および６大疾病による保険料払込免除の対象となる手術…… 99
３．視力の測定…… 99
４．糖尿病性壊疽についての特定疾病一時金の支払対象および６大疾病による保険料払込免除の対象となる切断術…… 99

別表４　同一種類の臓器…… 100
別表５　特定疾病一時金および死亡給付金の支払いならびに保険料の払込免除の請求に必要な書類…… 101

特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）普通保険約款

（実施　2021.10.1）

この保険の特色	
目的・内容	特定疾病による所定の入院・状態・手術に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	⑴　特定疾病一時金 ⑵　死亡給付金（保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、解約返戻金（第25条）はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には解約返戻金（第25条）があります。

1　給付割合について

第１条　特定疾病一時金の給付割合

１．特定疾病一時金の給付割合は、別表１★に定めるがん（以下「がん」といいます。）による特定疾病一時金および別表２★に定める６大疾病（以下「６大疾病」といいます。）による特定疾病一時金により、次の４つの給付割合があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、当社の取扱いの範囲内で、いずれか１つを選択することを必要とします。

給付割合	６大疾病による特定疾病一時金	がんによる特定疾病一時金
100%	特定疾病一時金基準金額 ×100%	特定疾病一時金基準金額 ×100%
50%	特定疾病一時金基準金額 × 50%	
25%	特定疾病一時金基準金額 × 25%	
0%	特定疾病一時金基準金額 × 0% （６大疾病による 特定疾病一時金はありません。）	

２．本条の１.により選択された特定疾病一時金の給付割合の変更は取り扱いません。

★別表１（P.97参照）、別表２（P.98参照）

2　保障の開始について

第２条　保険期間開始期

１．この保険契約の保険期間開始期は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始期
⑴　当社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　当社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する保険期間開始期を含む日を保険期間開始日および契約日★とします。契約年齢（第33条）の計算にあたっては、契約日を基準とし、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して当社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

(1)　当社名
(2)　保険契約者の氏名または名称
(3)　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4)　受取人の氏名または名称
(5)　保険期間
(6)　保険給付の額
(7)　保険料およびその払込方法
(8)　契約日
(9)　保険証券を作成した年月日

★「契約日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.6参照）。

第３条　責任開始期

この保険契約の保障は、次の責任開始期に開始します。

給付の種類	責任開始期
(1)　がんを直接の原因とする特定疾病一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始日（第２条）からその日を含めて91日目*1
(2)　６大疾病を直接の原因とする特定疾病一時金（以下「６大疾病の給付」といいます。）	保険期間開始期*2（第２条）

3　特定疾病一時金等の支払いについて

第４条　特定疾病一時金・死亡給付金の支払い

1．当社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特定疾病一時金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定疾病一時金または死亡給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第５条）に該当するときは支払いません。なお、特定疾病一時金の給付割合（第１条）が0%の場合には、６大疾病による特定疾病一時金の支払いはありません。

第３条　補足説明

＊１　保険期間開始日（第２条）からその日を含めて91日目

「がん給付の責任開始期」といいます。

＊２　保険期間開始期

「６大疾病の給付の責任開始期」といいます。

	支払事由 （特定疾病一時金または死亡給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定疾病一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1)　がん ①　がんによる１回目の特定疾病一時金 「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前にがんと診断確定（別表１★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始期（第３条）*1以後保険期間中に、がんと診断確定されたとき ②　がんによる２回目以後の特定疾病一時金 がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、がんと診断確定されたとき なお、「がん給付」の責任開始期（第３条）以後保険期間中に診断確定されたがんが治癒または寛解状態になく、かつ、次のいずれかに該当した場合、がんと診断確定されたものとします。 ア．がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」に、がんの治療を直接の目的*2とする継続入院*3中のとき。この場合、その応当日にがんと診断確定されたものとします。 イ．がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*2とする入院*3を開始したとき。この場合、「入院*3を開始した日」にがんと診断確定されたものとします。 ウ．がんによる特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、がんの治療を直接の目的*2とする通院*4をしたとき。この場合、その応当日以後、最初に「通院*4をした日」にがんと診断確定されたものとします。	１回につき、 特定疾病一時金 基準金額 × 保険契約者が 選択した給付割合 （第１条）	特定疾病一時金受取人

第４条　補足説明

＊１　「がん給付」の責任開始期（第３条）

第３条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

＊２　がんの治療を直接の目的

がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療は該当しません。

＊３　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*6に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊４　通院

医師による治療が必要であり、病院または診療所*6（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、外来により、がんの治療を直接の目的*2とする「投薬、手術、放射線治療、その他の治療」を受けることをいいます（往診を含みます）。治療を伴わない検査または治療を伴わない薬剤・治療材料の購入もしくは受取のみの場合は該当しません。

	支払事由 （特定疾病一時金または死亡給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定疾病一時金	⑵　急性心筋梗塞または拡張型心筋症 ①　６大疾病による１回目の特定疾病一時金 「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ア．急性心筋梗塞（別表２★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ㈠　次のすべてを満たす入院*3を開始したとき Ａ．急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする入院 Ｂ．病院または診療所*6への入院 Ｃ．入院日数が１日*7以上の入院 ㈡　急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき イ．拡張型心筋症（別表２★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ㈠　次のすべてを満たす入院*3を開始したとき Ａ．拡張型心筋症の治療を直接の目的とする入院 Ｂ．病院または診療所*6への入院 Ｃ．入院日数が１日*7以上の入院 ㈡　拡張型心筋症の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　６大疾病による２回目以後の特定疾病一時金 次のいずれかに該当したとき ただし、急性心筋梗塞については、新たに発病していることを必要とします。また、拡張型心筋症については、保険期間を通じて１回の給付を限度とします。 ア．６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、本条1．－⑵－①のア．またはイ．のいずれかに該当したとき イ．６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」に、急性心筋梗塞または拡張型心筋症の治療を直接の目的とする継続入院*3中のとき	１回につき、 特定疾病一時金 基準金額 × 保険契約者が 選択した給付割合 （第１条）	特定疾病一時金受取人

第４条　補足説明

＊５　「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）

第３条（責任開始期）の規定により、「６大疾病の給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

＊６　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

＊７　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして当社が判断します。

	支払事由 （特定疾病一時金または死亡給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定疾病一時金	⑶　脳卒中または脳動脈瘤 ①　６大疾病による１回目の特定疾病一時金 「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ア．脳卒中（別表２★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ㈠　次のすべてを満たす入院*3を開始したとき Ａ．脳卒中の治療を直接の目的とする入院 Ｂ．病院または診療所*6への入院 Ｃ．入院日数が１日*7以上の入院 ㈡　脳卒中の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき イ．脳動脈瘤（別表２★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　６大疾病による２回目以後の特定疾病一時金 次のいずれかに該当したとき ただし、脳卒中については、新たに発病していることを必要とします。また、脳動脈瘤については、新たに生じていることを必要とします。 ア．６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、本条1．－⑶－①のア．またはイ．のいずれかに該当したとき イ．６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」に、脳卒中の治療を直接の目的とする継続入院*3中のとき	１回につき、 特定疾病一時金 基準金額 × 保険契約者が 選択した給付割合 （第１条）	特定疾病一時金受取人

	支払事由 （特定疾病一時金または死亡給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定疾病一時金	⑷　慢性腎不全 ①　６大疾病による１回目の特定疾病一時金 「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）*5以後保険期間中に、慢性腎不全（別表２★）（以下「慢性腎不全」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．その疾病により永続的な人工透析療法*8を開始したとき イ．その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき ②　６大疾病による２回目以後の特定疾病一時金 ６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、本条1．－⑷－①のア．またはイ．のいずれかに該当したとき ただし、人工透析療法*8については、保険期間を通じて１回の給付を限度とします。	１回につき、 特定疾病一時金 基準金額 × 保険契約者が 選択した給付割合 （第１条）	特定疾病一時金受取人
	⑸　肝硬変 ①　６大疾病による１回目の特定疾病一時金 「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）*5以後保険期間中に、肝硬変（別表２★）（以下「肝硬変」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．その疾病により生じた食道静脈瘤（別表２★）もしくは胃静脈瘤（別表２★）（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき イ．その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき ②　６大疾病による２回目以後の特定疾病一時金 ６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、本条1．－⑸－①のア．またはイ．のいずれかに該当したとき ただし、食道静脈瘤等については、新たに生じていることを必要とします。		

第４条　補足説明

＊８　人工透析療法

血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

	支払事由 （特定疾病一時金または死亡給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定疾病一時金	⑹　糖尿病 ①　６大疾病による１回目の特定疾病一時金 「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）*5以後保険期間中に、糖尿病（別表２★）（以下「糖尿病」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．その疾病により糖尿病性網膜症（別表２★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表３★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表３★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表３★）を初めて受けたものとみなします。） イ．その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表２★）（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、１手の１手指以上または１足の１足指以上について切断術（別表３★）を受けたとき ②　６大疾病による２回目以後の特定疾病一時金 ６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、本条1．－⑹－①のア．またはイ．のいずれかに該当したとき ただし、糖尿病性網膜症については、保険期間を通じて１回の給付を限度とします。また、糖尿病性壊疽については、新たに生じていることを必要とします。	１回につき、 特定疾病一時金 基準金額 × 保険契約者が 選択した給付割合 （第１条）	特定疾病一時金受取人

	支払事由 (特定疾病一時金または死亡給付金を支払う場合)	金　額	受取人
特定疾病一時金	(7)　高血圧性疾患 ①　６大疾病による１回目の特定疾病一時金 「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）*5以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表２★）（以下「高血圧性疾患」といいます。）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表２★）もしくは解離性大動脈瘤（別表２★）（以下「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　６大疾病による２回目以後の特定疾病一時金 ６大疾病による特定疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日の１年後の応当日」以後、本条の1．－(7)－①に該当したとき ただし、大動脈瘤等については、新たに生じていることを必要とします。	１回につき、 特定疾病一時金 基準金額 × 保険契約者が 選択した給付割合 （第１条）	特定疾病一時金受取人
死亡給付金	被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	特定疾病一時金 基準金額 の10%の金額	死亡給付金受取人

２．特定疾病一時金または死亡給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　特定疾病一時金について

項　目	内　容
①　特定疾病一時金受取人	被保険者とします。ただし、保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人*9が指定され死亡給付金受取人*9が保険契約者であるときは、保険契約者とします。
②　特定疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき特定疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	特定疾病一時金受取人が被保険者の場合、次のとおり取り扱います。 ア．死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定疾病一時金を死亡給付金受取人に支払います。 イ．死亡給付金受取人が指定されていないときは、支払うべき特定疾病一時金を保険契約者に支払います。 ウ．死亡給付金受取人が指定されておらず、被保険者と保険契約者が同一のときは、支払うべき特定疾病一時金を被保険者および保険契約者の戸籍上の配偶者または子（戸籍上の配偶者または子がいないときは、法定相続人の協議により定めた代表者１人）に支払います。

第４条　補足説明

＊９　死亡給付金受取人

死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

項　目	内　容
③　被保険者が、急性心筋梗塞、拡張型心筋症もしくは脳卒中以外の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院*3中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院*3を開始したものとみなします。
④　被保険者が、同時に本条の１.に定めるがんによる特定疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	特定疾病一時金を重複しては支払いません。
⑤　被保険者が、同時に本条の１.に定める６大疾病による特定疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	特定疾病一時金を重複しては支払いません。
⑥　被保険者が、「６大疾病の給付」の責任開始期（第３条）*5前に発病した「６大疾病」を原因として、特定疾病一時金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に当社の承諾した範囲内で特定疾病一時金を支払います。ただし、告知義務違反（第19条）があったときは、この限りではありません。

⑵　死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	当社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表１（P.97参照）、別表２（P.98参照）、別表３（P.99参照）

第５条　死亡給付金の免責事由

１．死亡給付金の支払事由（第４条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、当社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その影響の程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。

項　目	内　容
(3)　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

4　特定疾病一時金等の支払請求手続について

第6条　特定疾病一時金・死亡給付金の支払請求手続

1．特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2．特定疾病一時金または死亡給付金の支払事由（第４条）が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表５★）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1)　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表５★） (2)　次のいずれかの書類 　①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 　②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類 (3)　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表５（P.101参照）

第7条　特定疾病一時金・死亡給付金の支払時期

1．当社は、必要書類（別表５★）が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、当社の本社で特定疾病一時金または死亡給付金を支払います。
2．当社は、特定疾病一時金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から特定疾病一時金または死亡給付金請求時までに当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、特定疾病一時金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1)　特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由（第４条）に該当する事実の有無
(2)　死亡給付金支払いの免責事由（第５条）に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由（第４条）が発生した原因

第5条　補足説明

＊1　**責任準備金**
特定疾病一時金基準金額の10%の金額を限度とします。

第6条　補足説明

＊1　**死亡退職金等**
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊2　**官公署・会社・工場・組合等の団体**
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第7条　補足説明

＊1　**(1)から(4)に定める事項の確認**
当社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
⑶　告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反（第19条）の事実の有無および告知義務違反（第19条）に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第21条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは特定疾病一時金もしくは死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から特定疾病一時金もしくは死亡給付金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、特定疾病一時金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が当社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、当社は、特定疾病一時金または死亡給付金の受取人（特定疾病一時金または死亡給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、当社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定疾病一時金または死亡給付金を支払いません。

★別表５（P.101参照）

5　保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第８条　保険料払込期間中の被保険者の死亡

１．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
２．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに当社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を当社に提出することを必要とします。

6　保険料の払込みについて

第９条　保険料の払込み

１．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴または⑵のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

第７条　補足説明

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約日（第２条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日からその日を含めて３か月目の末日まで
⑵　月払	契約日（第２条）の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

３．第２回以後の保険料が本条の１.に定める払込期月中に払い込まれなかった場合、当社は保険契約者に次の事項を通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

⑴　保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
⑵　猶予期間
⑶　猶予期間満了日までに保険料が払い込まれないときは保険契約が消滅すること（第13条）

第10条　保険料の払込方法（経路）

１．保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑵　当社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑶　所属団体または集団を通じ払い込む方法*1
⑷　当社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法

２．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
本条の１．－⑴から⑶の方法において、この保険契約が当社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第９条）の契約日（第２条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したことにより保険料の払込みを要しなくなったときは、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（特定疾病一時金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約日（第２条）の応当日*1以後猶予期間満了日（第９条）までに、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
特定疾病一時金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第４条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

第12条　保険料の前納

１．保険契約者は、第２回以後の保険料について、当社の取扱いの範囲内で、次のと

第９条　補足説明

＊１　契約日（第２条）の応当日
保険期間中の契約日（第２条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第２条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第10条　補足説明

＊１　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と当社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第11条　補足説明

＊１　契約日（第２条）の応当日
保険期間中の契約日（第２条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第２条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

おり、将来の保険料を前納することができます。ただし、月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第９条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
年払契約における前納	前納保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、当社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して当社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

２．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

7　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第13条　保険契約の保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第９条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって消滅します。

8　取消しと無効について

第14条　がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効

１．被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第18条）の時前または告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第３条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。

２．本条の１．の場合には、それまでに当社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 告知（第18条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか１人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、解約返戻金（第25条）がある場合には、当社は、この解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。
(2) 告知（第18条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第3条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

３．本条の規定にかかわらず、第19条（告知義務違反による解除）または第21条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第12条　補足説明

＊１　契約日（第２条）の応当日（年単位）

前納期間中の毎年の契約日（第２条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第２条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第14条　補足説明

＊１　「がん給付」の責任開始期（第３条）

第３条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

第15条　がん給付の責任開始期前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1．第14条（がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2．に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

(1)　被保険者が、保険契約締結の際の告知（第18条）の時前または告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前にがんと診断確定されていたとき
(2)　告知（第18条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき

2．特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

(1)　第4条（特定疾病一時金・死亡給付金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、特定疾病一時金を支払いません。
(2)　第4条（特定疾病一時金・死亡給付金の支払い）の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知（第18条）の時前または告知（第18条）の時から「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表4★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも特定疾病一時金を支払いません。

3．特定疾病一時金の給付割合（第1条）の給付割合が0％の場合、本条の1．および2．は適用しません。

★別表4（P.100参照）

第16条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、当社がこの保険契約の申込みを承諾したときは、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに当社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに当社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1)　特定疾病一時金または死亡給付金を不法に取得する目的
(2)　他人に特定疾病一時金または死亡給付金を不法に取得させる目的

9　告知義務と解除について

第18条　告知義務

1．当社は、この保険契約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第19条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、当社は、

第15条　補足説明

＊1　「がん給付」の責任開始期（第3条）
第3条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

＊2　がん不担保期間
契約日（第2条）からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．当社は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

(1)　特定疾病一時金または死亡給付金の支払いを行いません。 (2)　すでに特定疾病一時金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特定疾病一時金または死亡給付金の支払事由（第４条）の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が証明したときは、当社は、特定疾病一時金または死亡給付金の支払いを行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合 (2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、解約返戻金（第25条）があるときは、当社は、この解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。

第20条　告知義務違反による解除ができないとき

1．当社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

(1)　この保険契約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき (2)　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき (3)　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき (4)　当社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき (5)　保険期間開始日（第２条）*2からその日を含めて２年以内に特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第21条　重大事由による解除

1．当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第20条　補足説明

＊１　保険媒介者

当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　保険期間開始日（第２条）

第２条（保険期間開始期）に規定する保険期間開始日（第２条）をいいます。

(1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
(2) 一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4) 保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．当社は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定疾病一時金または死亡給付金の支払事由（第４条）が生じていたときは、その特定疾病一時金または死亡給付金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病一時金または死亡給付金*2の支払いを行いません。
(2) すでに特定疾病一時金または死亡給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、解約返戻金（第25条）があるときは、当社は、この解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、特定疾病一時金または死亡給付金の一部の受取人に対して本条の２．－(1)または(2)の規定を適用し特定疾病一時金または死亡給付金*2を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない特定疾病一時金または死亡給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の解約返戻金（第25条）を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更等について

第22条 保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、当社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第９条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第９条）を月払から年払に変更するときは、次の保

第21条 補足説明

＊１ 一時金
この保険契約の特定疾病一時金または死亡給付金をいいます。

＊２ 特定疾病一時金または死亡給付金
本条の１．－(4)のみに該当した場合で、本条の１．－(4)－①から⑤までに該当したのが特定疾病一時金または死亡給付金の受取人のみであり、その特定疾病一時金または死亡給付金の受取人が特定疾病一時金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、特定疾病一時金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき特定疾病一時金または死亡給付金をいいます。

険年度から払込方法（回数）を年払とします。

第23条　特定疾病一時金基準金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって特定疾病一時金基準金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後の特定疾病一時金基準金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．特定疾病一時金基準金額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。

(1)　減額分を解約（第24条）されたものとして取り扱います。
(2)　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3)　特定疾病一時金基準金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

11　解約等について

第24条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2．この保険契約が解約された場合で、解約返戻金（第25条）があるときは、当社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に当社の本社でこの解約返戻金（第25条）を支払います。

第25条　解約返戻金

1．この保険契約には解約返戻金はありません。
2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、解約返戻金があります。この場合、解約返戻金額は死亡給付金の金額（特定疾病一時金基準金額の10%の金額）と同額とします。

(1)　保険料払込期間満了後の保険期間中であること
(2)　保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．解約返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第26条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第14条（がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効）の２．－(1)－②に該当した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1)　死亡給付金の支払事由（第４条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2)　告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3)　減額（第23条）または解約（第24条）されたとき

第27条　特定疾病一時金・死亡給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）

第26条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第９条）が年払の場合で、当社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

２．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす特定疾病一時金または死亡給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、当社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

３．本条の１．の解約の通知が当社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由（第４条）が生じ、当社が死亡給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金の受取人に支払います。

第27条 補足説明

＊１　当社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額とします。

12 死亡給付金受取人および保険契約者について

第28条 当社への通知による死亡給付金受取人の変更

１．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、当社に対する通知により、死亡給付金受取人*1を変更することができます。ただし、死亡給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由（第４条）に基づき支払われる部分については、死亡給付金受取人*1を変更することはできません。

２．本条の１．の通知が当社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人*1に死亡給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人*1から死亡給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第28条 補足説明

＊１　死亡給付金受取人
死亡給付金受取人以外の受取人を変更することはできません。

第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更

１．第28条（当社への通知による死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人*1を変更することができます。ただし、死亡給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由（第４条）に基づき支払われる部分については、死亡給付金受取人*1を変更することはできません。

２．本条の１．の死亡給付金受取人*1の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

３．本条の１．および２．による死亡給付金受取人*1の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。

第29条 補足説明

＊１　死亡給付金受取人
死亡給付金受取人以外の受取人を変更することはできません。

第30条 死亡給付金受取人の死亡

１．死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由（第４条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。

２．本条の１．の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。

３．本条の１．および２．により死亡給付金受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第31条 保険契約者の権利義務の承継

１．保険契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三

者に承継させることができます。
2．本条の1．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、当社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第32条　保険契約者の代表者および特定疾病一時金・死亡給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の1．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1．および2．に準じて取り扱います。特定疾病一時金についても同様とします。

13　契約年齢の計算等について

第33条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の1．に規定する契約年齢に契約日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第33条　補足説明

＊1　契約日（第2条）の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約日（第2条）に対応する日をいいます。なお、契約日（第2条）の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

第34条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、当社はこの保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、当社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更して処理します。

第35条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、当社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更して処理します。

14　その他

第36条　契約者配当金

この保険契約に対する契約者配当金はありません。

第37条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務*1に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第37条　補足説明

＊1　業務
第21条（重大事由による解除）の1．ー(4)に該当する場合を除きます。

第38条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の1．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を当社が確認できなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いた

ものとみなします。

★「当社の指定した場所」⇒お客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-08-7716）となります。

第39条　時効

特定疾病一時金・死亡給付金（第４条）または解約返戻金（第25条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第40条　管轄裁判所

この保険契約における特定疾病一時金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人*1の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

第40条　補足説明

＊１　特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人
特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

15　特則について

第41条　７大疾病保険料払込免除特則

1．７大疾病保険料払込免除特則（本条から第49条において「この特則」といいます。）の取扱いについては、本条から第49条に定めるところによります。
2．この特則は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、本則（この普通保険約款中、７大疾病保険料払込免除特則およびがん保険料払込免除特則を除いた部分をいいます。以下同じ。）の締結の際、当社が承諾したときに保険契約に適用します。
3．この特則を適用したときは、保険契約および保険契約に付加されている特約には、この特則を適用したときの保険料率を適用します。ただし、７大疾病初回一時金特約を除きます。
4．この特則を適用したときは、本則の締結後に保険契約に７大疾病初回一時金特約、先進医療特約およびがん治療特約を付加する取扱いを行いません。

第42条　この特則の責任開始期

この特則による保険料の払込免除の保障は、次の責任開始期に開始します。

保険料の払込免除の種類	この特則の責任開始期
(1)　がんを直接の原因とする保険料の払込免除（以下「がんによる保険料の払込免除」といいます。）	保険期間開始日（第２条）からその日を含めて91日目*1
(2)　６大疾病を直接の原因とする保険料の払込免除（以下「６大疾病による保険料の払込免除」といいます。）	保険期間開始期（第２条）*2

第42条　補足説明

＊１　保険期間開始日（第２条）からその日を含めて91日目
この特則の「がんによる保険料の払込免除の責任開始期」といいます。

＊２　保険期間開始期（第２条）
この特則の「６大疾病による保険料の払込免除の責任開始期」といいます。

第43条　保険料の払込免除

1．当社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第９条）から、保険料の払込みを免除します。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
被保険者が、次のいずれかに該当したとき
(1)　がん この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*1以後保険料払込期間中に、がんと診断確定されたとき
(2)　急性心筋梗塞または拡張型心筋症 この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*2以後保険料払込期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　急性心筋梗塞を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．次のすべてを満たす入院*3を開始したとき (ア)　急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする入院 (イ)　病院または診療所*4への入院 (ウ)　入院日数が１日*5以上の入院 イ．急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　拡張型心筋症を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．次のすべてを満たす入院*3を開始したとき (ア)　拡張型心筋症の治療を直接の目的とする入院 (イ)　病院または診療所*4への入院 (ウ)　入院日数が１日*5以上の入院 イ．拡張型心筋症の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき
(3)　脳卒中または脳動脈瘤 この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*2以後保険料払込期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　脳卒中を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．次のすべてを満たす入院*3を開始したとき (ア)　脳卒中の治療を直接の目的とする入院 (イ)　病院または診療所*4への入院 (ウ)　入院日数が１日*5以上の入院 イ．脳卒中の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　脳動脈瘤が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき
(4)　慢性腎不全 この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*2以後保険料払込期間中に、慢性腎不全を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により永続的な人工透析療法*6を開始したとき ②　その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき
(5)　肝硬変 この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*2以後保険料払込期間中に、肝硬変を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により生じた食道静脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき

第43条　補足説明

＊１　この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）

第42条（この特則の責任開始期）の規定により、「がんによる保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時（保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

＊２　この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）

第42条（この特則の責任開始期）の規定により、「６大疾病による保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時をいいます。

＊３　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊４　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

＊５　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして当社が判断します。

＊６　人工透析療法

血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
(6) 糖尿病 この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*2以後保険料払込期間中に、糖尿病を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表３★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表３★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表３★）を初めて受けたものとみなします。） ② その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として、１手の１手指以上または１足の１足指以上について切断術（別表３★）を受けたとき
(7) 高血圧性疾患 この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*2以後保険料払込期間中に、高血圧性疾患を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき

２．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 被保険者が、急性心筋梗塞、拡張型心筋症もしくは脳卒中以外の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
(2) 被保険者が、この特則の「６大疾病による保険料の払込免除」の責任開始期（第42条）*2前に発病した「６大疾病」を原因として、この特則の保険料の払込免除事由に該当したとき	この特則の適用の際に当社の承諾した範囲内で保険料の払込みを免除します。ただし、告知義務違反（第19条）があったときは、この限りではありません。

★別表３（P.99参照）

第44条　この特則の保険料の払込免除の請求手続

１．この特則の保険料の払込免除事由（第43条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
２．この特則の保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表５★）をすみやかに当社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除の請求手続については、本条の規定のほか、第７条（特定疾病一時金・死亡給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表５（P.101参照）

第45条　この特則の無効および特別取扱い

１．本則の「がん給付」の責任開始期（第３条）*1前のがん診断確定による無効（第14条）の規定および本則の「がん給付」の責任開始期（第３条）*1前のがん診

第45条　補足説明

＊１　本則の「がん給付」の責任開始期（第３条）
第３条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社が本則上の責任を開始する時（保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

断の場合の特別取扱い（第15条）の規定はこの特則について準用します。

2．保険契約者から本則の「がん給付」の責任開始期（第３条）*1前のがん診断確定の場合の特別取扱い（第15条）の請求があったときは、この特則についても特別取扱いの請求があったものとみなします。

第46条　この特則の取消し

保険契約者は、第41条によるこの特則の適用後は、この特則の適用を取り消すことはできません。

第47条　解約返戻金

この特則を適用したときの保険契約の解約返戻金額は、この特則を適用しないときの解約返戻金（第25条）額と同額とします。

第48条　本則の読替え

この特則を適用したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第11条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第11条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第９条）の契約日（第２条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（特定疾病一時金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約日（第２条）の応当日*1以後猶予期間満了日（第９条）までに、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第43条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特定疾病一時金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第４条）の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、保険料の払込みを免除しません。

⑵　第18条（告知義務）の２．を次のとおり読み替えます。

２．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第43条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

⑶　第19条（告知義務違反による解除）の２．および３．を次のとおり読み替えます。

２．当社は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第43条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

第11条　補足説明

＊１　契約日（第２条）の応当日
保険期間中の契約日（第２条）に対応する日をいいます。

(1) 特定疾病一時金または死亡給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに特定疾病一時金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除事由（第43条）の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が証明したときは、当社は、特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

(4) 第20条（告知義務違反による解除ができないとき）の1．－(5)を次のとおり読み替えます。

(5) 保険期間開始日（第2条）*2からその日を含めて2年以内に特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第43条）が生じないで、その期間を経過したとき

(5) 第21条（重大事由による解除）の2．および補足説明を次のとおり読み替えます。

2．当社は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第43条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第43条）が生じていたときは、その特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病一時金または死亡給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに特定疾病一時金または死亡給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

(6) 第26条（保険料の未経過分に相当する返還金）を次のとおり読み替えます。

第26条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第14条（がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効）の2．－(1)－②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第43条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1) 死亡給付金の支払事由（第4条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2) 告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3) 減額（第23条）または解約（第24条）されたとき

(7) 第39条（時効）を次のとおり読み替えます。

第39条　時効

特定疾病一時金・死亡給付金（第4条）、解約返戻金（第25条）または保険料の払込免除（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

(8) 第40条（管轄裁判所）を次のとおり読み替えます。

第40条　管轄裁判所

1．この保険契約における特定疾病一時金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または特定疾病一時金もしくは死

第21条 補足説明

＊1　一時金

この保険契約の特定疾病一時金、死亡給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊2　特定疾病一時金または死亡給付金

本条の1．－(4)のみに該当した場合で、本条の1．－(4)－①から⑤までに該当したのが特定疾病一時金または死亡給付金の受取人のみであり、その特定疾病一時金または死亡給付金の受取人が特定疾病一時金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、特定疾病一時金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき特定疾病一時金または死亡給付金をいいます。

第26条 補足説明

＊1　消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊2　保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第9条）が年払の場合で、当社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

亡給付金の受取人*1の所在地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1．の規定を準用します。

第49条　本則の規定の準用

この特則に特別の定めがないときは、本則の規定を準用します。

第50条　がん保険料払込免除特則

1．がん保険料払込免除特則（本条から第58条において「この特則」といいます。）の取扱いについては、本条から第58条に定めるところによります。
2．この特則は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、本則の締結の際、当社が承諾したときに保険契約に適用します。
3．この特則を適用したときは、保険契約および保険契約に付加されている特約には、この特則を適用したときの保険料率を適用します。
4．この特則を適用したときは、本則の締結後の保険契約にがん治療特約およびがん先進医療特約を付加する取扱いを行いません。

第51条　この特則の責任開始期

この特則による保険料の払込免除の保障は、次の責任開始期に開始します。

保険料の払込免除の種類	この特則の責任開始期
「がんによる保険料の払込免除」	保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目*1

第52条　保険料の払込免除

当社は、次の表のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第9条）から、保険料の払込みを免除します。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第51条）*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第51条）*1以後保険料払込期間中に、がんと診断確定されたとき

第53条　この特則の保険料の払込免除の請求手続

1．この特則の保険料の払込免除事由（第52条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2．この特則の保険料の払込免除事由（第52条）が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表5★）をすみやかに当社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．この特則の保険料の払込免除の請求手続については、本条の規定のほか、第7条（特定疾病一時金・死亡給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表5（P.101参照）

第54条　この特則の無効

本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）*1前のがん診断確定による無効（第14条）の規定はこの特則について準用します。

第55条　この特則の取消し

保険契約者は、第50条によるこの特則の適用後は、この特則の適用を取り消すことはできません。

第40条　補足説明

＊1　特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人

特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

第51条　補足説明

＊1　保険期間開始日（第2条）からその日を含めて91日目

この特則の「がんによる保険料の払込免除の責任開始期」といいます。

第52条　補足説明

＊1　この特則の「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期（第51条）

第51条（この特則の責任開始期）の規定により、「がんによる保険料の払込免除」について当社がこの特則上の責任を開始する時（保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

第54条　補足説明

＊1　本則の「がん給付」の責任開始期（第3条）

第3条（責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

第56条　解約返戻金

この特則を適用したときの保険契約の解約返戻金額は、この特則を適用しないときの解約返戻金（第25条）額と同額とします。

第57条　本則の読替え

この特則を適用したときは、次のとおり取り扱います。

(1) 第11条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第11条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第９条）の契約日（第２条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（特定疾病一時金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

(1) この保険契約が消滅したとき
(2) 保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約日（第２条）の応当日*1以後猶予期間満了日（第９条）までに、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第52条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 特定疾病一時金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第４条）の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、保険料の払込みを免除しません。

(2) 第18条（告知義務）の２．を次のとおり読み替えます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第52条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

(3) 第19条（告知義務違反による解除）の２．および３．を次のとおり読み替えます。

2．当社は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第52条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病一時金または死亡給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに特定疾病一時金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第52条）の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が証明したときは、当社は、特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いまたは保険料の払込

第11条　補足説明

＊1　**契約日（第２条）の応当日**
保険期間中の契約日（第２条）に対応する日をいいます。

免除を行います。

(4) 第20条（告知義務違反による解除ができないとき）の１．－(5)を次のとおり読み替えます。

> (5) 保険期間開始日（第２条）*2からその日を含めて２年以内に特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第52条）が生じないで、その期間を経過したとき

(5) 第21条（重大事由による解除）の２．および補足説明を次のとおり読み替えます。

２．当社は、特定疾病一時金・死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第52条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第52条）が生じていたときは、その特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、当社は、次のとおり取り扱います。

> (1) 特定疾病一時金または死亡給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
> (2) すでに特定疾病一時金または死亡給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
> (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

(6) 第26条（保険料の未経過分に相当する返還金）を次のとおり読み替えます。

第26条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第14条（がん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効）の２．－(1)－②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第52条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

> (1) 死亡給付金の支払事由（第４条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
> (2) 告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
> (3) 減額（第23条）または解約（第24条）されたとき

(7) 第39条（時効）を次のとおり読み替えます。

第39条　時効

特定疾病一時金・死亡給付金（第４条）、解約返戻金（第25条）または保険料の払込免除（第52条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

(8) 第40条（管轄裁判所）を次のとおり読み替えます。

第40条　管轄裁判所

１．この保険契約における特定疾病一時金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人*1の所在地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

２．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

第58条　本則の規定の準用

この特則に特別の定めがないときは、本則の規定を準用します。

第21条　補足説明

＊１　一時金

この保険契約の特定疾病一時金、死亡給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　特定疾病一時金または死亡給付金

本条の１．－(4)のみに該当した場合で、本条の１．－(4)－①から⑤までに該当したのが特定疾病一時金または死亡給付金の受取人のみであり、その特定疾病一時金または死亡給付金の受取人が特定疾病一時金または死亡給付金の一部の受取人であるときは、特定疾病一時金または死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき特定疾病一時金または死亡給付金をいいます。

第26条　補足説明

＊１　消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第９条）が年払の場合で、当社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第40条　補足説明

＊１　特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人

特定疾病一時金もしくは死亡給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

別表１　がん

１．特定疾病一時金の支払対象および保険料払込免除の対象となる悪性新生物および上皮内新生物

特定疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	D47.5
子宮頚（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頚（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

２．悪性新生物および上皮内新生物の定義

１．に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが４．に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1)　悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。

(2)　上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

４．新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類　腫瘍学（ＮＣＣ監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／３……悪性、原発部位 ／６……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／９……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注
子宮頚部、膣、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表２　６大疾病

１．特定疾病一時金の支払対象および保険料払込免除の対象となる「６大疾病」
特定疾病一時金の支払対象および保険料払込免除の対象となる「６大疾病」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「⑴　急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「⑵　脳卒中、脳動脈瘤」については、２．によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
⑴	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（Ⅰ20-Ⅰ25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	 Ⅰ21 Ⅰ22
	拡張型心筋症	心筋症（Ⅰ42）のうち、 拡張型心筋症	 Ⅰ42.0
⑵	脳卒中	脳血管疾患（Ⅰ60-Ⅰ69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	 Ⅰ60 Ⅰ61 Ⅰ63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（Ⅰ67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性 頚動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。） その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頚動脈、椎骨動脈）の動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。） 椎骨動脈の動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。）	 Ⅰ67.0 Ⅰ67.1 Ⅰ72.0 Ⅰ72.5 Ⅰ72.6
⑶	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（Ⅰ12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎臓病（N18）のうち、 慢性腎臓病、ステージ４ 慢性腎臓病、ステージ５	 Ⅰ12.0 N18.4 N18.5
⑷	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症及び肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他及び詳細不明の肝硬変	 K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	Ⅰ85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（Ⅰ86）のうち、 胃静脈瘤	 Ⅰ86.4
⑸	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの	 E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	 E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、E14.5

疾病名		分類項目	基本分類コード
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	Ⅰ10-Ⅰ15
	大動脈瘤、解離性大動脈瘤	大動脈瘤及び解離	Ⅰ71

2．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表３　手術等

1．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての特定疾病一時金の支払対象および６大疾病による保険料払込免除の対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2．糖尿病性網膜症についての特定疾病一時金の支払対象および６大疾病による保険料払込免除の対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。

3．視力の測定
視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

4．糖尿病性壊疽についての特定疾病一時金の支払対象および６大疾病による保険料払込免除の対象となる切断術
手指については、末節の２分の１以上の切断術、足指については、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表４　同一種類の臓器

下表の１．～19.、29.および32.～41.に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
５．甲状腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸
９．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
32．食道
33．胸腺・心臓・縦隔
34．骨・関節・関節軟骨
35．造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。）
36．末梢神経・自律神経系
37．後腹膜・腹膜
38．結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。）
39．髄膜・脳・脳神経・脊髄
40．副腎
41．１．～19.、29．および32．～40．以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表５　特定疾病一時金および死亡給付金の支払いならびに保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．特定疾病一時金の支払い	(1)　当社所定の支払請求書 (2)　当社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特定疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特定疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6)　特定疾病一時金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
２．死亡給付金の支払い	(1)　当社所定の支払請求書 (2)　医師の診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　死亡給付金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
３．保険料の払込免除	(1)　当社所定の請求書 (2)　当社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3)　保険契約者本人であることを確認できる当社所定の書類

(1)　当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
(2)　特定疾病一時金もしくは死亡給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。
(3)　１．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

７大疾病初回一時金特約目次

この特約の特色……103

1　保障の開始について
第１条　特約の保険期間開始期……103
第２条　特約の責任開始期……103

2　７大疾病初回一時金の支払いについて
第３条　７大疾病初回一時金の支払い……103

3　７大疾病初回一時金の支払請求手続について
第４条　７大疾病初回一時金の支払請求手続……107

4　保険期間および保険料払込期間について
第５条　特約の保険期間および保険料払込期間……107

5　保険料の払込みについて
第６条　特約の保険料の払込み……107
第７条　払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……107

6　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について
第８条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）……108

7　無効について
第９条　この特約のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効……108
第10条　この特約のがん給付の責任開始期前のがん診断確定の場合の特別取扱い……108

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……109
第12条　告知義務違反による解除……109
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……109
第14条　重大事由による解除……110

9　内容の変更について
第15条　７大疾病初回一時金額の減額……111

10　解約等について
第16条　特約の解約……111
第17条　特約の消滅……111
第18条　解約返戻金……111

11　その他
第19条　契約者配当金……111
第20条　管轄裁判所……111
第21条　普通保険約款の規定の準用……111

12　特則について
第22条　主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則……112
第23条　この特約を医療保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則……112

別表１　がん
１．７大疾病初回一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物……113
２．悪性新生物および上皮内新生物の定義義……113
３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定……113
４．新生物の形態の性状コード……113
別表２　６大疾病
１．７大疾病初回一時金の支払対象となる「６大疾病」……114
２．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義……115
別表３　手術等
１．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての７大疾病初回一時金の支払対象となる手術……115
２．糖尿病性網膜症についての７大疾病初回一時金の支払対象となる手術……115
３．視力の測定……115
４．糖尿病性壊疽についての７大疾病初回一時金の支払対象となる切断術……115
別表４　同一種類の臓器……116
別表５　７大疾病初回一時金の支払請求に必要な書類……116

７大疾病初回一時金特約

（実施　2021.10.1）

この特約の特色	
目的・内容	７大疾病による所定の入院・状態・手術に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	７大疾病初回一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約（特定疾病一時金の給付割合が100%､50%または25%の場合に限ります。）または医療保険（無解約返戻金型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には解約返戻金（第18条）はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の保険期間開始期

１．この特約の保険期間開始期は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始期
(1)　当社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始期
(2)　当社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１．に規定する保険期間開始期を含む日をこの特約の保険期間開始日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第２条　特約の責任開始期

この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

給付の種類	責任開始期
(1)　別表１★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする７大疾病初回一時金（以下「がん給付」といいます。）	この特約の保険期間開始日（第１条）からその日を含めて91日目*1
(2)　別表２★に定める６大疾病（以下「６大疾病」といいます。）を直接の原因とする７大疾病初回一時金（以下「６大疾病の給付」といいます。）	この特約の保険期間開始期（第１条）*2

★別表１（P.113参照）、別表２（P.114参照）

2　７大疾病初回一時金の支払いについて

第３条　７大疾病初回一時金の支払い

１．当社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、７大疾病初回一時金の支払事由が生じたときは、７大疾病初回一時金をその受取人に支払います。

第２条　補足説明

＊１　この特約の保険期間開始日（第１条）からその日を含めて91日目

この特約の「がん給付の責任開始期」といいます。

＊２　この特約の保険期間開始期（第１条）

この特約の「６大疾病の給付の責任開始期」といいます。

	支払事由 （７大疾病初回一時金を支払う場合）	金　額	受取人
７大疾病初回一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき ⑴　がん この特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）*1前にがんと診断確定（別表１★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき ⑵　急性心筋梗塞または拡張型心筋症 この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　急性心筋梗塞（別表２★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．次のすべてを満たす入院*3を開始したとき ㈠　急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする入院 ㈡　病院または診療所*4への入院 ㈢　入院日数が１日*5以上の入院 イ．急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　拡張型心筋症（別表２★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．次のすべてを満たす入院*3を開始したとき ㈠　拡張型心筋症の治療を直接の目的とする入院 ㈡　病院または診療所*4への入院 ㈢　入院日数が１日*5以上の入院 イ．拡張型心筋症の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき	７大疾病 初回一時金額	主契約の特定疾病一時金受取人

第３条　補足説明

＊１　この特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）

第２条（特約の責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの特約上の責任を開始する時（この特約の保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

＊２　この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）

第２条（特約の責任開始期）の規定により、「６大疾病の給付」について当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

＊３　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊４　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

＊５　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして当社が判断します。

	支払事由 （７大疾病初回一時金を支払う場合）	金　額	受取人
７大疾病初回一時金	⑶　脳卒中または脳動脈瘤 この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　脳卒中（別表２★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ア．次のすべてを満たす入院*3を開始したとき ㈠　脳卒中の治療を直接の目的とする入院 ㈡　病院または診療所*4への入院 ㈢　入院日数が１日*5以上の入院 イ．脳卒中の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　脳動脈瘤（別表２★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき	７大疾病 初回一時金額	主契約の特定疾病一時金受取人
	⑷　慢性腎不全 この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）*2以後保険期間中に、慢性腎不全（別表２★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により永続的な人工透析療法*6を開始したとき ②　その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		
	⑸　肝硬変 この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）*2以後保険期間中に、肝硬変（別表２★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により生じた食道静脈瘤（別表２★）もしくは胃静脈瘤（別表２★）（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき ②　その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき		

第３条　補足説明

＊６　人工透析療法

血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

	支払事由 （７大疾病初回一時金を支払う場合）	金　額	受取人
７大疾病初回一時金	⑹　糖尿病 この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）*2以後保険期間中に、糖尿病（別表２★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により糖尿病性網膜症（別表２★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表３★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表３★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表３★）を初めて受けたものとみなします。） ②　その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表２★）の治療を直接の目的として、１手の１手指以上または１足の１足指以上について切断術（別表３★）を受けたとき	７大疾病 初回一時金額	主契約の特定疾病一時金受取人
	⑺　高血圧性疾患 この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）*2以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表２★）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表２★）もしくは解離性大動脈瘤（別表２★）（以下「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表３★）を受けたとき		

２．７大疾病初回一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　被保険者が、急性心筋梗塞、拡張型心筋症もしくは脳卒中以外の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
⑵　被保険者が、同時に７大疾病初回一時金の支払事由に複数該当したとき	７大疾病初回一時金を重複しては支払いません。
⑶　被保険者が、この特約の「６大疾病の給付」の責任開始期（第２条）*2前に発病した「６大疾病」を原因として、７大疾病初回一時金の支払事由に該当したとき	この特約の締結の際に当社の承諾した範囲内で７大疾病初回一時金を支払います。ただし、告知義務違反（第12条）があったときは、この限りではありません。

項　目	内　容
(4)　７大疾病初回一時金を支払ったとき	①　この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 ②　その後に７大疾病初回一時金の支払請求を受けても、７大疾病初回一時金は支払いません。
(5)　７大疾病初回一時金の支払事由が生じ、支払うべき７大疾病初回一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の特定疾病一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき７大疾病初回一時金を普通保険約款の規定に基づき特定疾病一時金を受け取るべき者に支払います。

★別表１（P.113参照）、別表２（P.114参照）、別表３（P.115参照）

3　７大疾病初回一時金の支払請求手続について

第４条　７大疾病初回一時金の支払請求手続

1．７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2．７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表５★）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の２．の規定にかかわらず、７大疾病初回一時金の支払事由が生じ、かつ、主契約の特定疾病一時金の請求があったときは、７大疾病初回一時金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表５（P.116参照）

4　保険期間および保険料払込期間について

第５条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5　保険料の払込みについて

第６条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第５条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第７条　払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　７大疾病初回一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　(1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第３条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第８条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7　無効について

第９条　この特約のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第11条）の時前または告知（第11条）の時からこの特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2．本条の１．の場合には、それまでに当社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　告知（第11条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	①　その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ②　その事実を保険契約者および被保険者のいずれか１人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2)　告知（第11条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第11条）の時からこの特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）*1の前日までに被保険者ががんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の規定にかかわらず、第12条（告知義務違反による解除）または第14条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

第９条　補足説明

＊１　この特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）
第２条（特約の責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの特約上の責任を開始する時（この特約の保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

第10条　この特約のがん給付の責任開始期前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1．第９条（この特約のがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の２．に規定する特別取扱いを適用し、この特約を無効としません。

(1)　被保険者が、この特約の締結の際の告知（第11条）の時前または告知（第11条）の時からこの特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）*1前にがんと診断確定されていたとき
(2)　告知（第11条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき

2．特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

第10条　補足説明

＊１　この特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）
第２条（特約の責任開始期）の規定により、「がん給付」について当社がこの特約上の責任を開始する時（この特約の保険期間開始日からその日を含めて91日目）をいいます。

(1) 第３条（７大疾病初回一時金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、７大疾病初回一時金を支払いません。
(2) 第３条（７大疾病初回一時金の支払い）の規定にかかわらず、この特約の締結の際の告知の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表４★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも７大疾病初回一時金を支払いません。

3．保険契約者から主契約の「がん給付」の責任開始期*3前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったときは、この特約の「がん給付」の責任開始期（第２条）*1前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったものとみなします。

★別表４（P.116参照）

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1．当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．当社は、７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) ７大疾病初回一時金の支払いは行いません。
(2) すでに７大疾病初回一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、７大疾病初回一時金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、７大疾病初回一時金の支払いを行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1．当社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

第10条 補足説明

＊2 がん不担保期間
この特約の付加日からその日を含めて５年を経過する日までの期間をいいます。

＊3 主契約の「がん給付」の責任開始期
普通保険約款の規定により、「がん給付」について当社が主契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて91日目）をいいます。

(1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
(5) この特約の保険期間開始日（第１条）*2からその日を含めて２年以内に７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　重大事由による解除

1．当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者が一時金を詐取する目的もしくは他人に一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
(2) 一時金の請求に関し、一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
　① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．当社は、７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、７大疾病初回一時金の支払事由（第３条）が生じていたときは、その７大疾病初回一時金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) ７大疾病初回一時金の支払いは行いません。
(2) すでに７大疾病初回一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第13条　補足説明

＊１　保険媒介者
当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　この特約の保険期間開始日（第１条）
第１条（特約の保険期間開始期）に規定するこの特約の保険期間開始日をいいます。

9 内容の変更について

第15条 ７大疾病初回一時金額の減額

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって７大疾病初回一時金額を減額することができます。ただし、当社は、減額後の７大疾病初回一時金額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．７大疾病初回一時金額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
(2) ７大疾病初回一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) ７大疾病初回一時金を支払ったとき
(2) 被保険者が死亡したとき
(3) 主契約が(2)以外の事由によって消滅したとき

第18条 解約返戻金

1．この特約には解約返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第19条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における７大疾病初回一時金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加する取扱いを行いません。

第23条 この特約を医療保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を医療保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、次のとおり読み替えます。

⑴ 第１条の１．－⑴中、「主契約の保険期間開始期」とあるのを「主契約の責任開始期」と読み替えます。

⑵ 第３条の１．中、「主契約の特定疾病一時金受取人」とあるのを「主契約の入院給付金受取人」と読み替えます。

⑶ 第３条の２．－⑸中、「主契約の特定疾病一時金受取人」とあるのを「主契約の入院給付金受取人」と、「特定疾病一時金を受け取るべき者」とあるのを「入院給付金を受け取るべき者」と読み替えます。

⑷ 第４条の３．中、「主契約の特定疾病一時金」とあるのを「主契約の入院給付金等」と読み替えます。

⑸ 第10条の３．中、「主契約の「がん給付」の責任開始期」とあるのを「主契約の７大疾病保険料払込免除特則に規定する「がんによる保険料の払込免除」の責任開始期」と読み替えます。

別表１　がん

１．７大疾病初回一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

７大疾病初回一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
□唇、□腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	D47.5
子宮頚（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頚（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

２．悪性新生物および上皮内新生物の定義

１．に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが４．に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1)　悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。

(2)　上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

４．新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類　腫瘍学（ＮＣＣ監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／３……悪性、原発部位 ／６……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／９……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注
子宮頚部、膣、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表２　６大疾病

１．７大疾病初回一時金の支払対象となる「６大疾病」

７大疾病初回一時金の支払対象となる「６大疾病」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「⑴　急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「⑵　脳卒中、脳動脈瘤」については、２．によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
⑴	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（Ⅰ20-Ⅰ25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	 Ⅰ21 Ⅰ22
	拡張型心筋症	心筋症（Ⅰ42）のうち、 拡張型心筋症	 Ⅰ42.0
⑵	脳卒中	脳血管疾患（Ⅰ60-Ⅰ69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	 Ⅰ60 Ⅰ61 Ⅰ63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（Ⅰ67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性 頚動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。） その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頚動脈、椎骨動脈）の動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。） 椎骨動脈の動脈瘤及び解離（頭蓋内に限る。）	 Ⅰ67.0 Ⅰ67.1 Ⅰ72.0 Ⅰ72.5 Ⅰ72.6
⑶	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（Ⅰ12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎臓病（N18）のうち、 慢性腎臓病、ステージ４ 慢性腎臓病、ステージ５	 Ⅰ12.0 N18.4 N18.5
⑷	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症及び肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他及び詳細不明の肝硬変	 K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	Ⅰ85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（Ⅰ86）のうち、 胃静脈瘤	 Ⅰ86.4
⑸	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの	 E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	 E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、E14.5

疾病名		分類項目	基本分類コード
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	Ⅰ10-Ⅰ15
	大動脈瘤、解離性大動脈瘤	大動脈瘤及び解離	Ⅰ71

2．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表３　手術等

1．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての７大疾病初回一時金の支払対象となる手術
　開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
2．糖尿病性網膜症についての７大疾病初回一時金の支払対象となる手術
　網膜または硝子体に対する手術をいいます。
3．視力の測定
　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
4．糖尿病性壊疽についての７大疾病初回一時金の支払対象となる切断術
　手指については、末節の２分の１以上の切断術、足指については、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表４　同一種類の臓器

下表の１．～19.、29．および32．～41．に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
５．甲状腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸
９．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
32．食道
33．胸腺・心臓・縦隔
34．骨・関節・関節軟骨
35．造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。）
36．末梢神経・自律神経系
37．後腹膜・腹膜
38．結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。）
39．髄膜・脳・脳神経・脊髄
40．副腎
41．１．～19.、29．および32．～40．以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表５　７大疾病初回一時金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
７大疾病初回一時金の支払い	(1)　当社所定の支払請求書 (2)　当社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　７大疾病初回一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　７大疾病初回一時金の受取人の印鑑証明書 (6)　７大疾病初回一時金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
(1)　当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　７大疾病初回一時金の支払いにあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　７大疾病初回一時金の支払いについては、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

がん治療特約目次

この特約の特色……118

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始期……118

2　がん治療給付金の支払いについて
第２条　がん治療給付金の支払い……118

3　がん治療給付金の支払請求手続について
第３条　がん治療給付金の支払請求手続……119

4　保険期間および保険料払込期間について
第４条　特約の保険期間および保険料払込期間……120

5　保険料の払込みについて
第５条　特約の保険料の払込み……120
第６条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……120

6　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について
第７条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）……120

7　無効について
第８条　この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効……120

8　告知義務と解除について
第９条　告知義務……121
第10条　告知義務違反による解除……121
第11条　告知義務違反による解除ができないとき……121
第12条　重大事由による解除……122

9　内容の変更について
第13条　がん治療給付金月額の減額……123

10　解約等について
第14条　特約の解約……123
第15条　特約の消滅……123
第16条　解約返戻金……123

11　その他
第17条　契約者配当金……123
第18条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……123
第19条　管轄裁判所……124
第20条　普通保険約款の規定の準用……124

12　特則について
第21条　この特約を医療保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則……124
第22条　この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則……124
第23条　主契約にがん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則……124

別表１　がん
１．がん治療給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物……125
２．悪性新生物および上皮内新生物の定義……125
３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定……125
４．新生物の形態の性状コード……125
別表２　がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」……126
別表３　がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」……126
別表４　処方……126
別表５　公的医療保険制度……126
別表６　医科診療報酬点数表……127
別表７　歯科診療報酬点数表……127
別表８　病院または診療所……127
別表９　がん治療給付金の支払請求に必要な書類……127

がん治療特約

（実施　2021.10.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の抗がん剤治療または放射線治療に対する保険期間終身の保障
給付金の種類	がん治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約または医療保険（無解約返戻金型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には解約返戻金（第16条）はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始期

1．この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
⑴　当社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始期からその日を含めて91日目
⑵　当社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第９条）を受けた時からその日を含めて91日目 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて91日目

2．本条の1．に規定する責任開始期を含む日をこの特約の責任開始日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

2　がん治療給付金の支払いについて

第２条　がん治療給付金の支払い

1．当社は次の表、本条の２．および本条の３．の規定のとおり、がん治療給付金の支払事由が生じたときは、がん治療給付金をその受取人に支払います。

	支払事由 （がん治療給付金を支払う場合）	支払額	受取人
がん治療給付金	この特約の責任開始期（第１条）*1前に別表１★に定めるがん（以下「がん」といいます。）と診断確定（別表１★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の責任開始期（第１条）*1以後保険期間中に診断確定されたがんの治療を目的*2として、責任開始期（第１条）*1以後保険期間中に以下のいずれかの治療を受けたとき ⑴　別表２★に定める抗がん剤治療（以下「抗がん剤治療」といいます。） ⑵　別表３★に定める放射線治療（以下「放射線治療」といいます。）	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月（月の初日から末日までとします。以下同じ。）ごとに、がん治療給付金月額	主契約の特定疾病一時金受取人

2．がん治療給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始期（第１条）
第１条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

＊２　がんの治療を目的
がんの再発予防のための治療（例：乳がんによる乳房切除後のがんの再発予防のためのホルモン療法薬による治療）と判断される治療も該当します。

＊３　治療を受けた日
次の⑴または⑵をいいます。
⑴　抗がん剤治療のときは、医師が注射による抗がん剤の投与を行った日または医師が抗がん剤の処方（別表４★）を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日とします。）
⑵　放射線治療のときは、放射線照射日（公的医療保険制度（別表５★）に基づく医科診療報酬点数表（別表６★）において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が１回のみ算定される放射線治療のときは、放射線照射開始日）

項　目	内　容
(1)　被保険者が、同一の月に、本条１．－(1)に定めるがん治療給付金の支払事由に該当する複数の抗がん剤治療を受けたとき	その月の最初に受けた抗がん剤治療に対してのみがん治療給付金を支払い、重複して支払いません。
(2)　被保険者が、同一の月に、本条１．－(2)に定めるがん治療給付金の支払事由に該当する複数の放射線治療を受けたとき	その月の最初に受けた放射線治療に対してのみがん治療給付金を支払い、重複して支払いません。
(3)　被保険者が、同一の月に、本条の１．－(1)に定めるがん治療給付金の支払事由に該当する抗がん剤治療および本条の１．－(2)に定めるがん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を受けたとき	抗がん剤治療、放射線治療それぞれに対してがん治療給付金を支払います。
(4)　がん治療給付金の支払限度	通算して2,000万円を限度とします。
(5)　がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月中にがん治療給付金月額が減額されたとき	その治療を受けた日*3現在のがん治療給付金月額を適用します。
(6)　がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の特定疾病一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん治療給付金を普通保険約款の規定に基づき特定疾病一時金を受け取るべき者に支払います。

★別表１（P.125参照）、別表２（P.126参照）、別表３（P.126参照）、別表４（P.126参照）、別表５（P.126参照）、別表６（P.127参照）

3　がん治療給付金の支払請求手続について

第３条　がん治療給付金の支払請求手続

1．がん治療給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2．がん治療給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表９★）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表９（P.127参照）

4 保険期間および保険料払込期間について

第４条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5 保険料の払込みについて

第５条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第４条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第14条）されたものとします。

第６条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん治療給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　がん治療給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　(1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第２条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第７条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7 無効について

第８条　この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第９条）の時前または告知（第９条）の時からこの特約の責任開始期（第１条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2．本条の１．の場合には、それまでに当社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　告知（第９条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	①　その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ②　その事実を保険契約者および被保険者のいずれか１人でも知っていたときは、払い戻しません。

第８条　補足説明

＊１　**特約の責任開始期（第１条）**
第１条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

項　目	内　容
⑵　告知（第９条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第９条）の時からこの特約の責任開始期（第１条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の規定にかかわらず、第10条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

8　告知義務と解除について

第９条　告知義務

1．当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん治療給付金の支払事由（第２条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第９条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．当社は、がん治療給付金の支払事由（第２条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

⑴　がん治療給付金の支払いは行いません。
⑵　すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、がん治療給付金の支払事由（第２条）の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、がん治療給付金の支払いを行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条　告知義務違反による解除ができないとき

1．当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

(1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第９条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第９条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
(5) 次のいずれか遅い時からその日を含めて２年以内にがん治療給付金の支払事由（第２条）が生じないで、その期間を経過したとき
① 被保険者に関する告知（第９条）を受けた時
② この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った時

２．本条の１．－(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第９条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第12条 重大事由による解除

１．当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者ががん治療給付金を詐取する目的もしくは他人にがん治療給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
(2) がん治療給付金の請求に関し、がん治療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．当社は、がん治療給付金の支払事由（第２条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん治療給付金の支払事由（第３条）が生じていたときは、そのがん治療給付金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) がん治療給付金の支払いを行いません。
(2) すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第11条 補足説明

＊１ 保険媒介者
当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

9 内容の変更について

第13条 がん治療給付金月額の減額

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん治療給付金月額を減額することができます。ただし、当社は、減額後のがん治療給付金月額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．がん治療給付金月額が減額されたときは、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) 減額分を解約（第14条）されたものとして取り扱います。
(2) がん治療給付金月額が減額された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

10 解約等について

第14条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第15条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 被保険者が死亡したとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 支払われたがん治療給付金が通算して2,000万円に達したとき

第16条 解約返戻金

1．この特約には解約返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第17条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第18条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．当社は、この特約のがん治療給付金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第２条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由（第２条）を変更することがあります。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

第18条 補足説明

＊1 **変更日**
支払事由（第２条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日の応当日（年単位）をいいます。

＊2 **医療技術または医療環境の変化**
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

2．この特約の支払事由（第２条）を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1) この特約の支払事由（第２条）の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第14条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－(1)の方法を指定されたものとみなします。

第19条　管轄裁判所

この特約におけるがん治療給付金に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12　特則について

第21条　この特約を医療保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を医療保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、次のとおり読み替えます。

(1) 第１条の１．－(1)中、「主契約の保険期間開始期」とあるのを「主契約の責任開始期」と読み替えます。
(2) 第２条の１．中、「主契約の特定疾病一時金受取人」とあるのを「主契約の入院給付金受取人」と読み替えます。
(3) 第２条の２．中、「主契約の特定疾病一時金受取人」とあるのを「主契約の入院給付金受取人」と、「特定疾病一時金を受け取るべき者」とあるのを「入院給付金を受け取るべき者」と読み替えます。

第22条　この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

(1) この特約にはがん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
(2) がん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
　① 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
　② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第23条　主契約にがん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則または７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加する取扱いを行いません。

別表１　がん

１．がん治療給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

がん治療給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	D47.5
子宮頚（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頚（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

２．悪性新生物および上皮内新生物の定義

１．に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが４．に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1)　悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。

(2)　上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

４．新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類　腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／３……悪性、原発部位 ／６……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／９……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注
子宮頚部、膣、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表２　がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」
医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす治療をいいます。
⑴　次のすべてを満たす医薬品の投与または処方（別表４）
　①　投与または処方を受けた時点において、被保険者が診断確定されたがんに対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品。
　②　がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品。
　③　世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちＬ01、Ｌ02、Ｌ03、Ｌ04、Ｖ10に分類される医薬品。ただし、以下に分類されない医薬品でも、以下に分類される医薬品と同等の効能または効果を有する場合で、当社が認めるときは、以下に分類される医薬品として取り扱います。

解剖治療化学分類法による医薬品分類
Ｌ01.抗悪性腫瘍薬
Ｌ02.内分泌療法（ホルモン療法（注））
Ｌ03.免疫賦活薬
Ｌ04.免疫抑制薬
Ｖ10.治療用放射性医薬品

⑵　⑴の投与または処方（別表４）について、公的医療保険制度（別表５）に基づく医科診療報酬点数表（別表６）または歯科診療報酬点数表（別表７）で薬剤料または処方せん料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）
注
ホルモン療法とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法のうち、「Ｌ02.　内分泌療法（ホルモン療法）」に分類される抗がん剤による治療法をいいます。

別表３　がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表８）に入り、医師の管理下において、がんの治療を直接の目的として行われ、公的医療保険制度（別表５）に基づく医科診療報酬点数表（別表６）で放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。
なお、次の⑴から⑷などは、がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」には該当しません。

⑴　処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など） ⑵　検査（エックス線診断など） ⑶　血液照射 ⑷　歯科治療に伴う放射線照射（注）

注
公的医療保険制度（別表５）に基づく医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる放射線治療に該当します。

別表４　処方
処方は、処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

別表５　公的医療保険制度
次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法

(3)　国家公務員共済組合法
(4)　地方公務員等共済組合法
(5)　私立学校教職員共済法
(6)　船員保険法
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律

別表６　医科診療報酬点数表

がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」においては、抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」においては、2020年９月１日以降、放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表７　歯科診療報酬点数表

抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表８　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。
(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

別表９　がん治療給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
がん治療給付金の支払い	(1)　当社所定の支払請求書 (2)　当社所定の様式による医師の診断書、病理組織検査報告書 (3)　保険医療機関または保険薬局が発行する診療明細書（調剤明細書を含みます。） (4)　がん治療給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　がん治療給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　がん治療給付金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
(1)　当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　がん治療給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

先進医療特約目次

この特約の特色……129

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始期……129

2　給付金等の支払いについて
第２条　給付金・見舞金の支払い……129
第３条　免責事由……130

3　給付金等の支払請求手続について
第４条　給付金・見舞金の支払請求手続……131

4　保険期間および保険料払込期間について
第５条　特約の保険期間および保険料払込期間……131

5　保険料の払込みについて
第６条　特約の保険料の払込み……131
第７条　払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……132

6　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について
第８条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）……132

7　告知義務と解除について
第９条　告知義務……132
第10条　告知義務違反による解除……132
第11条　告知義務違反による解除ができないとき……132
第12条　重大事由による解除……133

8　解約等について
第13条　特約の解約……134
第14条　特約の消滅……134
第15条　解約返戻金……134

9　その他
第16条　契約者配当金……134
第17条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……134
第18条　管轄裁判所……134
第19条　普通保険約款の規定の準用……135

10　特則について
第20条　特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則……135
第21条　この特約が付加された主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則……135
第22条　主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則……135

別表１　公的医療保険制度……136
別表２　先進医療……136
別表３　対象となる不慮の事故……136
別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類……137

先進医療特約

（実施　2021.10.1）

この特約の特色	
目的・内容	先進医療による療養に対する保険期間終身の保障
給付金等の種類	(1)　先進医療給付金 (2)　先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、医療保険（無解約返戻金型）契約または特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約（特定疾病一時金の給付割合が100%、50%または25%の場合に限ります。）（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には解約返戻金（第15条）はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始期

1．この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
(1)　当社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始期
(2)　当社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第９条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１．に規定する責任開始期を含む日をこの特約の責任開始日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

2　給付金等の支払いについて

第２条　給付金・見舞金の支払い

1．当社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき (1)　この特約の責任開始期（第１条）*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする療養 (2)　公的医療保険制度（別表１★）における先進医療（別表２★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*5	１回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*6と同額	主契約の入院給付金受取人
先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	１回の療養につき、先進医療給付金の支払金額の10％相当額	

2．給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊１　療養

次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。

(1)　診察

(2)　薬剤または治療材料の支給

(3)　処置、手術その他の治療

＊２　特約の責任開始期（第１条）

第１条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

＊３　傷害

この特約の責任開始期（第１条）*2以後に生じた不慮の事故（別表３★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊４　疾病

公的医療保険制度（別表１★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、この特約の責任開始期（第１条）*2以後に生じた「不慮の事故（別表３★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始期（第１条）*2前に生じた原因による療養を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始期（第１条）*2以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始日（第１条）*7からその日を含めて２年を経過した後に療養を受けた場合 イ．この特約の付加の際に、当社が、告知（第９条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知（第９条）されなかったこと等により、その原因に関する事実を当社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始期（第１条）*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始期（第１条）*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等*8において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始期（第１条）*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2)　被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*10として受けたとき	一連の療養*10として受けた同一の先進医療による複数回の療養を１回の療養とみなします。この場合、一連の療養*10を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 （注）一連の療養*10として受けた先進医療の技術にかかる費用*6の総額を、本条の１．に定める先進医療の技術にかかる費用*6とします。
(3)　先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4)　先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を普通保険約款の規定に基づき入院給付金を受け取るべき者に支払います。

★別表１（P.136参照）、別表２（P.136参照）、別表３（P.136参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、当社は、給付金または見舞金を支払いません。

＊５　先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

(1)　先進医療の技術にかかる費用*6が「０」となる療養

(2)　「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている先進医療による療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

＊６　先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

(1)　公的医療保険制度（別表１★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）

(2)　先進医療以外の評価療養のための費用

(3)　選定療養のための費用

(4)　食事療養のための費用

(5)　生活療養のための費用

＊７　特約の責任開始日（第１条）

第１条（特約の責任開始期）に規定するこの特約の責任開始日（第１条）をいいます。

＊８　健康診断等

定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

＊９　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

＊10　一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
先進医療給付金・先進医療見舞金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その影響の程度に応じ、先進医療給付金または先進医療見舞金の金額の一部または全部を支払います。

3 給付金等の支払請求手続について

第4条 給付金・見舞金の支払請求手続

1．給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2．給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.137参照）

4 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第13条）されたものとします。

第3条 補足説明

＊1　**他覚所見のないもの**
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

第７条　払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　(1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第２条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第８条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7　告知義務と解除について

第９条　告知義務

1．当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金または見舞金の支払事由（第２条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第９条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．当社は、給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

(1)　給付金または見舞金の支払いを行いません。
(2)　すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金または見舞金の支払事由（第２条）の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、給付金または見舞金の支払いを行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条　告知義務違反による解除ができないとき

1．当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

(1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第９条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第９条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
(5) この特約の責任開始日（第１条）*2からその日を含めて２年以内に給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第９条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第12条 重大事由による解除

1．当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
(2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．当社は、給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じていたときは、その給付金または見舞金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または見舞金の支払いを行いません。
(2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第11条 補足説明

＊１　保険媒介者
当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始日（第１条）
第１条（特約の責任開始期）に規定するこの特約の責任開始日（第１条）をいいます。

第12条 補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または見舞金をいいます。

8 解約等について

第13条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第14条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) この特約による先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第15条 解約返戻金

1．この特約には解約返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

9 その他

第16条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第17条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．当社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第２条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由（第２条）を変更することがあります。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由（第２条）を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1) この特約の支払事由（第２条）の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第13条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－(1)の方法を指定されたものとみなします。

第18条 管轄裁判所

この特約における給付金または見舞金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条 補足説明

＊１　変更日
支払事由（第２条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日の応当日（年単位）をいいます。

＊２　医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第19条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10　特則について

第20条　特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

(1)　第１条（特約の責任開始期）の１．－(1)中、「主契約の責任開始期」とあるのを「主契約の保険期間開始期」と読み替えます。
(2)　第２条の１．中、「主契約の入院給付金受取人」とあるのを「主契約の特定疾病一時金受取人」と読み替えます。
(3)　第２条の２．－(4)中、「主契約の入院給付金受取人」とあるのを「主契約の特定疾病一時金受取人」と、「入院給付金を受け取るべき者」とあるのを「特定疾病一時金を受け取るべき者」と読み替えます。
(4)　主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始期前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、当社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第21条　この特約が付加された主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

(1)　この特約には７大疾病保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。
(2)　７大疾病保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
　①　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
　②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第22条　主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約に７大疾病保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加する取扱いを行いません。

別表１　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表２　先進医療

療養を受けた時点において、別表１の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表３　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
先進医療給付金の支払い	(1)　当社所定の支払請求書 (2)　当社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3)　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4)　先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　不慮の事故（別表３）を原因とするときは、不慮の事故（別表３）であることを証明する書類 (7)　先進医療給付金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
先進医療見舞金の支払い	(1)　当社所定の金支払請求書 (2)　当社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3)　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4)　先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 (5)　先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 (6)　不慮の事故（別表３）を原因とするときは、不慮の事故（別表３）であることを証明する書類 (7)　先進医療見舞金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
(1)　当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

がん先進医療特約目次

この特約の特色……139

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始期……139

2　給付金等の支払いについて
第２条　給付金・見舞金の支払い……139

3　給付金等の支払請求手続について
第３条　給付金・見舞金の支払請求手続……140

4　保険期間および保険料払込期間について
第４条　特約の保険期間および保険料払込期間……141

5　保険料の払込みについて
第５条　特約の保険料の払込み……141
第６条　払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……141

6　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について
第７条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）……141

7　無効について
第８条　この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効……141

8　告知義務と解除について
第９条　告知義務……142
第10条　告知義務違反による解除……142
第11条　告知義務違反による解除ができないとき……142
第12条　重大事由による解除……143

9　解約等について
第13条　特約の解約……144
第14条　特約の消滅……144
第15条　解約返戻金……144

10　その他
第16条　契約者配当金……144
第17条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……144
第18条　管轄裁判所……144
第19条　普通保険約款の規定の準用……145

11　特則について
第20条　この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則……145
第21条　この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合の特則……145
第22条　主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合の特則……145

別表１　がん
１．悪性新生物および上皮内新生物……146
２．悪性新生物および上皮内新生物の定義……146
３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定……146
４．新生物の形態の性状コード……146
別表２　公的医療保険制度……147
別表３　先進医療……147
別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類……147

がん先進医療特約

（実施　2021.10.1）

この特約の特色	
目的・内容	がんを直接の原因とする先進医療による療養に対する保険期間終身の保障
給付金等の種類	⑴　がん先進医療給付金 ⑵　がん先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約（特定疾病一時金の給付割合が0%の場合に限ります。）またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には解約返戻金（第15条）はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始期

１．この特約の保障は、次の責任開始期に開始します。

承諾の時期	責任開始期
⑴　当社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始期からその日を含めて91日目
⑵　当社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第９条）を受けた時からその日を含めて91日目 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて91日目

２．本条の１．に規定する責任開始期を含む日をこの特約の責任開始日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

2　給付金等の支払いについて

第２条　給付金・見舞金の支払い

１．当社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
がん先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき (1)　この特約の責任開始期（第１条）*2以後に診断確定（別表１★に定めるところによります。以下同じ。）された別表１★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする療養 (2)　公的医療保険制度（別表２★）における先進医療（別表３★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*3	１回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*4と同額	主契約の特定疾病一時金受取人
がん先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中にがん先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	１回の療養につき、がん先進医療給付金の支払金額の10％相当額	

2．給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*5として受けたとき	一連の療養*5として受けた同一の先進医療による複数回の療養を１回の療養とみなします。この場合、一連の療養*5を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 （注）　一連の療養*5として受けた先進医療の技術にかかる費用*4の総額を、本条の１．に定める先進医療の技術にかかる費用*4とします。
(2)　がん先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(3)　がん先進医療給付金またはがん先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべきがん先進医療給付金またはがん先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の特定疾病一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん先進医療給付金またはがん先進医療見舞金を普通保険約款の規定に基づき特定疾病一時金を受け取るべき者に支払います。

★別表１（P.146参照）、別表２（P.147参照）、別表３（P.147参照）

3　給付金等の支払請求手続について

第３条　給付金・見舞金の支払請求手続

1．給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当社に通知することを必要とします。
2．給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表４★）をすみやかに当社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表４（P.147参照）

第２条　補足説明

＊１　療養
次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいいます。
(1)　診察
(2)　薬剤または治療材料の支給
(3)　処置、手術その他の治療

＊２　特約の責任開始期（第１条）
第１条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

＊３　先進医療による療養
次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。
(1)　先進医療の技術にかかる費用*4が「０」となる療養
(2)　「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている先進医療による療養
A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

＊４　先進医療の技術にかかる費用
被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。
(1)　公的医療保険制度（別表２★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）
(2)　先進医療以外の評価療養のための費用
(3)　選定療養のための費用
(4)　食事療養のための費用
(5)　生活療養のための費用

＊５　一連の療養
療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

4 保険期間および保険料払込期間について

第４条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

5 保険料の払込みについて

第５条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第４条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第13条）されたものとします。

第６条　払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　(1)の場合、当社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、当社は、支払事由（第２条）の発生により支払うべき金額を支払いません。

6 保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）について

第７条　保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

主契約が保険料の払込みがないことにより消滅したときは、この特約も同時に将来に向かって消滅します。

7 無効について

第８条　この特約の責任開始期前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第９条）の時前または告知（第９条）の時からこの特約の責任開始期（第１条）*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2．本条の１．の場合には、それまでに当社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　告知（第９条）の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	①　その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ②　その事実を保険契約者および被保険者のいずれか１人でも知っていたときは、払い戻しません。

第８条　補足説明

＊１　**特約の責任開始期（第１条）**
第１条（特約の責任開始期）の規定により、当社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

項　目	内　容
(2)　告知（第９条）の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知（第９条）の時からこの特約の責任開始期（第１条）*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の規定にかかわらず、第10条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、当社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

8　告知義務と解除について

第９条　告知義務

1．当社は、この特約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金または見舞金の支払事由（第２条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、当社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第９条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、当社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．当社は、給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、当社は、次のとおり取り扱います。

(1)　給付金または見舞金の支払いを行いません。
(2)　すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金または見舞金の支払事由（第２条）の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、当社は、給付金または見舞金の支払いを行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第11条　告知義務違反による解除ができないとき

1．当社は、次のいずれかに該当するときは、第10条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

(1) この特約の締結の申込みに対して当社が諾否の決定を行う際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第９条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第９条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 当社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
(5) 次のいずれか遅い時からその日を含めて２年以内にがん先進医療給付金またはがん先進医療見舞金の支払事由（第２条）が生じないで、その期間を経過したとき
① 被保険者に関する告知（第９条）を受けた時
② この特約の保険料に相当する金額または保険料を受け取った時

２．本条の１．－(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第９条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第12条 重大事由による解除

１．当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
(2) 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 次の①、②の事由などにより、当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．当社は、給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金または見舞金の支払事由（第２条）が生じていたときは、その給付金または見舞金の支払いについて、当社は、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または見舞金の支払いを行いません。
(2) すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第10条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第11条 補足説明

＊１ 保険媒介者
当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第12条 補足説明

＊１ 給付金
この特約の給付金または見舞金をいいます。

9 解約等について

第13条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第14条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) この特約によるがん先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第15条 解約返戻金

1．この特約には解約返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

10 その他

第16条 契約者配当金

この特約に対する契約者配当金はありません。

第17条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．当社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由（第２条）に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由（第２条）を変更することがあります。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由（第２条）を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1) この特約の支払事由（第２条）の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第13条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－(1)の方法を指定されたものとみなします。

第18条 管轄裁判所

この特約における給付金または見舞金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条 補足説明

＊１　**変更日**
支払事由（第２条）の変更にかかる認可日以後、当社の定める日の直後に到来する主契約の契約日の応当日（年単位）をいいます。

＊２　**医療技術または医療環境の変化**
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第19条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

11　特則について

第20条　この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約をがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約に付加する場合、次のとおり読み替えます。

(1)　第２条（給付金・見舞金の支払い）の１．中、「主契約の特定疾病一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療サポート給付金受取人」と読み替えます。

(2)　第２条（給付金・見舞金の支払い）の２．－(3)中、「主契約の特定疾病一時金受取人」とあるのを「主契約のがん治療サポート給付金受取人」と、「特定疾病一時金を受け取るべき者」とあるのを「がん治療サポート給付金を受け取るべき者」と読み替えます。

第21条　この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合の特則

この特約が付加された主契約にがん保険料払込免除特則が適用される場合、次のとおり取り扱います。

(1)　この特約にはがん保険料払込免除特則を適用したときの保険料率を適用します。

(2)　がん保険料払込免除特則の規定により主契約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

①　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第22条　主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合の特則

主契約にがん保険料払込免除特則が適用されている場合、主契約の締結後に主契約にこの特約を付加する取扱いを行いません。

別表１　がん

１．悪性新生物および上皮内新生物

悪性新生物および上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	D47.5
子宮頚（部）の異形成（N87）のうち、	
高度子宮頚（部）の異形成、他に分類されないもの（CIN 3の診断に限る。）	N87.2
膣のその他の非炎症性障害（N89）のうち、	
高度膣異形成、他に分類されないもの（VAIN 3の診断に限る。）	N89.2
外陰及び会陰のその他の非炎症性障害（N90）のうち、	
高度外陰異形成、他に分類されないもの（VIN 3の診断に限る。）	N90.2

２．悪性新生物および上皮内新生物の定義

１．に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが４．に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

(1)　悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定。

(2)　上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定。

４．新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類　腫瘍学（ＮＣＣ監修）第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性 ／３……悪性、原発部位 ／６……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／９……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

注
子宮頚部、膣、および外陰の高度異形成は、「がん」に含めます。

別表２　公的医療保険制度
次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表３　先進医療
療養を受けた時点において、別表２の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
がん先進医療給付金の支払い	⑴　当社所定の支払請求書 ⑵　当社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 ⑶　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 ⑷　がん先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 ⑸　がん先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　がん先進医療給付金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
がん先進医療見舞金の支払い	⑴　当社所定の支払請求書 ⑵　当社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 ⑶　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 ⑷　がん先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 ⑸　がん先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 ⑹　がん先進医療見舞金の受取人本人であることを確認できる当社所定の書類
⑴　当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

指定代理請求特約目次

この特約の特色……149

1　特約の付加について
第１条　特約の付加……149

2　給付金等の請求について
第２条　特約の対象となる給付金等……149
第３条　指定代理請求人による給付金等の請求手続き……149

3　指定代理請求人の変更等について
第４条　指定代理請求人の変更および指定の取消し……150

4　保険契約等の解除に関する取扱いについて
第５条　告知義務違反による解除に関する取扱い……150
第６条　告知義務違反または重大事由による解除の通知……151

5　特約の消滅について
第７条　この特約の消滅……151

6　その他
第８条　普通保険約款の規定の準用……151

別表　指定代理請求人による給付金等の請求に必要な書類……152

指定代理請求特約

（実施　2021.10.1）

この特約の特色	
目的・内容	給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。
備考	被保険者が給付金等を自ら請求できないと当社が認めた場合に限り、指定代理請求人による請求を取り扱います。

1　特約の付加について

第１条　特約の付加

1．この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、当社が承諾したときに主契約に付加します。

2．本条の１．にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第２条（特約の対象となる給付金等）に定める給付金等がないときは、この特約を付加することはできません。

3．この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を１人指定することを必要とします。

4．この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1)　主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始日*1
(2)　主契約の締結後にこの特約を付加したとき	当社が承諾した日

5．主契約の締結後にこの特約を付加したときは、当社は、その旨を保険契約者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第１条　補足説明

＊１　**責任開始日**
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始日とします。

2　給付金等の請求について

第２条　特約の対象となる給付金等

この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

(1)　被保険者が受け取ることとなる給付金等*1（名称の如何を問いません。）
(2)　被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第２条　補足説明

＊１　**被保険者が受け取ることとなる給付金等**
被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

第３条　指定代理請求人による給付金等の請求手続き

1．給付金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が給付金等を自ら請求できないと当社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。

(1)　傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができないこと
(2)　治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
(3)　その他(1)または(2)に準じた状態であること

2．指定代理請求人が本条の１．の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

(1) 次の範囲の者
① 被保険者の戸籍上の配偶者
② 被保険者の直系血族
③ 被保険者の３親等内の血族
④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族
(2) 次の範囲の者のうち、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認める者
① 被保険者と同居し、または生計を一にしている(1)以外の範囲の者
② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

３．本条の１．にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は給付金等を請求することができません。

(1) 被保険者について、法令に定める代理人に、給付金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
(2) 指定代理請求人が故意に給付金等の支払事由*1を生じさせたとき
(3) 指定代理請求人が故意に給付金等の受取人を本条の１．－(1)から(3)の状態に該当させたとき

４．指定代理請求人は、給付金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

(1) 被保険者が給付金等を請求できない事情があることを証明する書類
(2) 別表★に定める必要書類

５．普通保険約款に規定する給付金等を支払うための確認を行うときは、当社は、指定代理請求人に通知します。
６．普通保険約款に規定する給付金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、当社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
７．本条の１．から６．の規定により、当社が給付金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその給付金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

★別表（P.152参照）

3 指定代理請求人の変更等について

第４条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

１．保険契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
２．本条の１．の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を当社に通知して、当社からの通知（電磁的方法による場合を含みます。）を受けることを必要とします。
３．本条の１．および２．の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な給付金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその給付金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第５条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、給付金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、当社は、給付金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第３条 補足説明

＊１ 給付金等の支払事由
保険料の払込免除事由を含みます。

＊２ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、当社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、給付金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

(1)　保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
(2)　(1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5　特約の消滅について

第７条　この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

(1)　第４条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
(2)　給付金等の受取人の変更により、この特約の対象となる給付金等がなくなったとき

6　その他

第８条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

別表　指定代理請求人による給付金等の請求に必要な書類

項　目	必要書類
給付金等の代理請求	(1)　普通保険約款および各特約に定める給付金等の請求書類 (2)　当社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4)　指定代理請求人の印鑑証明書 (5)　指定代理請求人の住民票 (6)　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7)　指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8)　被保険者について、法令に定める代理人に、給付金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (9)　指定代理請求人本人であることを確認できる当社所定の書類
(1)　当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または当社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

口座振替特約

（実施　2021.10.1）

第１条　特約の付加

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに付加します。
2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
(2)　保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から当社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第２条　契約日

1．この特約による取扱いを行う保険契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期*1を含む月の翌月１日を契約日とします。契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として計算します。
2．本条の１．の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期*1からその月の末日までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始期*1を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。
3．本条の２．の場合、保険料に超過分があるときは、当社は超過分を保険契約者に払い戻します。保険料に不足分があるときは、保険契約者は不足分を当社に払い込むことを要します。ただし、支払うべき給付金等があるときは、当社は給付金等から不足分を差し引きます。
4．本条の１．の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、契約日は責任開始日*2とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。

第３条　保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第４条　保険料の払込み

1．第２回以後の保険料は、払込期月中の当社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2．本条の１．に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3．同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できません。
4．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第５条　保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第４条（保険料の払込み）の１．の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊１　**責任開始期**
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始期とします。

＊２　**責任開始日**
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始日とします。

(1) 年払契約にあっては、その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の３か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。

(2) 月払契約にあっては、その払込期月の１か月後の振替日に２か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の２か月後の振替日に３か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の３か月後の振替日に４か月分の保険料の口座振替を行います。

(3) 本条の１．－(2)において、２か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、１か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあったものとします。３か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が３か月分の保険料相当額に満たない場合には、２か月分または１か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。４か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が４か月分の保険料相当額に満たない場合には、３か月分、２か月分または１か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。

２．本条の１．の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第６条　指定口座の変更

１．保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を当社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。

２．保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を当社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。

３．取扱金融機関が保険料の口座振替を中止したときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第７条　振替日の変更

当社および取扱金融機関の事情により、当社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第８条　保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第９条　特約の消滅

１．次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　第１条（特約の付加）の２．に規定する条件に該当しなくなったとき
⑵　第６条（指定口座の変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
⑶　保険契約者が、第７条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
⑷　払い込むべき保険料がなくなったとき
⑸　保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

２．本条の１．－⑴から⑸の規定によりこの特約が消滅したときは、普通保険約款の規定を適用します

第10条　普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条　責任開始に関する特約を付加せずに第１回保険料から口座振替を行う場合の特則

責任開始に関する特約を付加せずにこの特約を付加し、第１回保険料*1から口座振替を行うときは、次の⑴および⑵のとおり読み替えます。

⑴　第４条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第４条　保険料の払込み

１．第１回保険料*1および第２回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替える日として当社の定めた日（第２回以後の保険料については、払込期月中の当社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から当社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。

２．本条の１．の場合、当社は、第１回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。

３．本条の１．に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。

４．２月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第１回保険料*1の振替日が３月１日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始日となる場合には、第２条（契約日）の１．の規定にかかわらず、その日を契約日とします。

５．同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できません。

６．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

⑵　第５条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第５条　保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

１．振替日に第１回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の月末までに第１回保険料*1を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを要します。この場合、第４条（保険料の払込み）の３．の規定にかかわらず、保険契約者が第１回保険料*1を払い込んだ時をもって、第１回保険料*1の払込みがあったものとみなします。

第11条　補足説明

＊１　**第１回保険料**
第１回保険料相当額を含みます。

2．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第４条（保険料の払込み）の１．の規定による第２回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

⑴　年払契約にあっては、その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の３か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。

⑵　月払契約にあっては、その払込期月の１か月後の振替日に２か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の２か月後の振替日に３か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の３か月後の振替日に４か月分の保険料の口座振替を行います。

⑶　本条の２．－⑵において、２か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、１か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあったものとします。３か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が３か月分の保険料相当額に満たない場合には、２か月分または１か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。４か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が４か月分の保険料相当額に満たない場合には、３か月分、２か月分または１か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。

3．本条の２．の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

4．２月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第１回保険料*1の振替日が３月１日となる保険契約の場合には、本条の１．の規定は適用しません。

第12条　責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（契約日）を次のとおり読み替えます。

第２条　契約日

1．この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始期*1を含む月の翌月１日を契約日とします。契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として計算します。

2．本条の１．の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始期*1からその月の末日までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始期*1を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。

⑵　第４条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第４条　保険料の払込み

1．第１回保険料および第２回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の当社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から当社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要と

第12条　補足説明

＊１　責任開始期

特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始期とします。

します。

2．本条の1．に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。

3．同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できません。

4．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

⑶ 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条　保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 年払契約にあっては、その払込期間の1か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期間の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期間の2か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期間の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期間の3か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。 ⑵ 月払契約にあっては、その払込期間の1か月後の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期間の1か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期間の2か月後の振替日に3か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期間の2か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期間の3か月後の振替日に4か月分の保険料の口座振替を行います。 ⑶ 本条の1．－⑵において、2か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあったものとします。3か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が3か月分の保険料相当額に満たない場合には、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。4か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が4か月分の保険料相当額に満たない場合には、3か月分、2か月分または1か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。

2．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第２回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

(1) 年払契約にあっては、その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の３か月後の振替日に保険料の口座振替を行います。

(2) 月払契約にあっては、その払込期月の１か月後の振替日に２か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の１か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の２か月後の振替日に３か月分の保険料の口座振替を行います。その払込期月の２か月後の振替日に保険料の口座振替が行われなかったときは、その払込期月の３か月後の振替日に４か月分の保険料の口座振替を行います。

(3) 本条の２．－(2)において、２か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、１か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月が過ぎた保険料について払込みがあったものとします。３か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が３か月分の保険料相当額に満たない場合には、２か月分または１か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。４か月分の保険料を口座振替すべきときに指定口座の残高が４か月分の保険料相当額に満たない場合には、３か月分、２か月分または１か月分の保険料の口座振替を行い、古い払込期月のものから順に保険料について払込みがあったものとします。

3．本条の１．または２．の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

クレジットカード特約

（実施　2021.10.1）

第１条　特約の付加

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに付加します。
2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)　保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が当社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
(2)　保険契約者は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第２条　契約日

1．この特約による取扱いを行う保険契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期*1を含む月の翌月１日を契約日とします。契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として計算します。
2．本条の１．の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始期*1からその月の末日までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始期*1を含む日を契約日とします。この場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は契約日を基準として再計算します。
3．本条の２．の場合、保険料に超過分があるときは、当社は超過分を保険契約者に払い戻します。保険料に不足分があるときは、保険契約者は不足分を当社に払い込むことを要します。ただし、支払うべき給付金等があるときは、当社は給付金等から不足分を差し引きます。
4．本条の１．の規定にかかわらず、保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、契約日は責任開始日*2とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。

第３条　保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、基準保険料率とします。

第４条　保険料の払込み

1．第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を指定クレジットカードにより払い込む場合、当社がクレジットカードの有効性等（指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であることをいいます。以下同じ。）を確認した時をもって第１回保険料の払込みがあったものとみなします。
2．第２回以後の保険料を指定クレジットカードにより払い込む場合、当社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。
3．同一の指定クレジットカードから２件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、当社に対しその払込みの順序を指定できません。
4．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
5．本条の１．または２．の規定にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第１回保険料または第２回以後の保険料の払込みはなかったものとします。

第１条　補足説明

＊１　取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第２条　補足説明

＊１　責任開始期

特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始期とします。

＊２　責任開始日

特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始日とします。

(1) 当社が指定クレジットカード発行会社から第１回保険料または第２回以後の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき
(2) 指定クレジットカード発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第１回保険料または第２回以後の保険料に相当する金額を受け取ることができないとき

6．本条の５．の場合、当社は保険契約者に第１回保険料または第２回以後の保険料の払込みを請求することができます。

第５条　指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1．指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または当社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。
2．本条の１．の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第６条　指定クレジットカードの変更

1．保険契約者が指定クレジットカードを第１条（特約の付加）の２．の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を当社に申し出ることを必要とします。
2．取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第１条(特約の付加)の２．の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか、または当社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法(経路）に変更することを必要とします。

第７条　保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第８条　特約の消滅

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 第１条（特約の付加）の２．に規定する条件に該当しなくなったとき
(2) 第６条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
(3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
(4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2．本条の１．－(1)から(3)の規定によりこの特約が消滅したときは、普通保険約款の規定を適用します。

第９条　普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

責任開始に関する特約

（実施　2021.10.1）

第１条　特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、当社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第２条　責任開始期

1．主契約の締結の際に、この特約を主契約に付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始期*1の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期*1とし、責任開始期*1を含む日を責任開始日*2および契約日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約日を基準とし、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日を算入します。

2．特約の中途付加の際にこの特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始期*3の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時*4を特約の責任開始期*3とし、特約の責任開始期*3を含む日を特約の責任開始日*5とします。

第３条　第１回保険料の払込みおよび猶予期間

1．第１回保険料（特約の中途付加の際にこの特約を付加するときは、中途付加する特約の第１回保険料に相当する金額とします。以下同じ。）は、第１回保険料の払込期間中に払い込むことを要します。

2．本条１．の第１回保険料の払込期間は、責任開始日*1からその日を含めて責任開始日*1の属する月の翌月末日までとします。

3．第１回保険料の払込みについては、本条の２．に定める払込期間の翌月１日からその日を含めて３か月目の末日までの猶予期間があります。

4．第１回保険料が本条の２．に定める払込期間中に払い込まれなかった場合、当社は保険契約者にその旨、猶予期間および猶予期間満了日までに第１回保険料が払い込まれないときは保険契約が消滅することを通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

第４条　第１回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第１回保険料が払い込まれないまま、第１回保険料の猶予期間満了日（第３条）までに、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　給付金等を支払うとき
第１回保険料*1を差し引いて支払います。ただし、当社の支払うべき金額が差し引くべき第１回保険料*1に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第１回保険料*1を払い込むことを要します。第１回保険料*1の払込みがないとき、当社は、支払事由の発生により支払うべき給付金等を支払いません。

(2)　保険料の払込みを免除するとき
保険契約者は、第１回保険料*1をその猶予期間満了日までに払い込むことを要します。第１回保険料*1が払い込まれないときは、当社は、保険料の払込みを免除しません。

第５条　第１回保険料の払込みがないことによる消滅（未払消滅）

1．第１回保険料の猶予期間満了日までに第１回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約*1は、猶予期間満了日をもって消滅します。ただし、第４条の(1)に該当する場合を除きます。

2．本条の１．の規定によって主契約およびこれに付加された特約*1が消滅した場

第２条　補足説明

＊１　責任開始期
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始期とします。

＊２　責任開始日
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始日とします。

＊３　責任開始期
７大疾病初回一時金特約の場合には、保険期間開始期とします。

＊４　保険契約者が特約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時
がん治療特約、がん先進医療特約、がん診断一時金特約またはがん差額ベッド特約の場合には、保険契約者が特約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時からその日を含めて91日目とします。

＊５　責任開始日
７大疾病初回一時金特約の場合には、保険期間開始日とします。

第３条　補足説明

＊１　責任開始日
特定疾病一時金保険（無解約返戻金型）契約またはがん治療サポート保険（無解約返戻金型）契約の場合には、保険期間開始日とします。がん治療特約、がん先進医療特約、がん診断一時金特約またはがん差額ベッド特約の場合には、保険契約者が特約の申込みをした時または当社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を含む日とします。

合、解約返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第６条　この特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第７条　第１回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金

第１回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1には解約返戻金はありません。

第８条　第１回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款および特約の減額の規定にかかわらず、第１回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1は減額できません。

第９条　第１回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約*1の解約の規定にかかわらず、第１回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約*1を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約*1のみを解約することはできません。

第10条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めがないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第４条　補足説明

＊１　第１回保険料

第２回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料があるときは、第２回以後の保険料を含みます。

第５条　補足説明

＊１　主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第７条　補足説明

＊１　主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第８条　補足説明

＊１　主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第９条　補足説明

＊１　主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

特別条件特約

（実施　2021.10.1）

第１条　この特約の付加

保険契約または特約申込みの際の被保険者の健康状態その他が当社の定める基準に適合しない場合*1には、保険契約締結または特約付加の際にこの特約を保険契約または特約に付加することがあります。

第２条　特別条件

この特約の付加により適用する特別条件は、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の併用とします。

⑴　割増保険料の払込み

①　当社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

②　割増保険料については、解約返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

⑵　給付金等の削減支払い

保険契約の契約日または特約の付加日から当社の定める削減期間中に、被保険者が保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約の給付金等の支払事由に該当したときは、次のとおり取り扱います。

①　入院日各日に対して支払う入院給付金等を支払うときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

②　①を除く給付金等を支払うときは、給付金等の金額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、造血幹細胞採取手術に該当したことにより手術給付金を支払うときを除きます。

③　①および②の規定にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表１★）によって、主約款または特約の給付金等の支払事由に該当したときは、給付金等の削減支払いは行いません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保

①　身体の特定部位または指定疾病（別表２★）のうち、保険契約の締結または特約の付加の際に、当社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、当社の定める期間中に、被保険者が主約款または特約に定める給付金等の支払事由に該当したときは、これに対応する給付金等は支払いません。

②　①の規定にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表１★）によって、主約款または特約の給付金等の支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保は行いません。

★別表１（P.164参照）、★別表２（P.164参照）

第１条　補足説明

＊１　当社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

別表１　感染症

「感染症」とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項、第４項、第７項第３号または第８項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表２　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
９．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
18．乳房（乳腺を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸

特定部位および指定疾病
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

電磁的方法による申込みに関する特約

（実施　2021.10.1）

第１条　用語の意味

この特約における「電磁的方法」とは、次に定める方法をいいます。

(1)　当社から保険契約者または被保険者（以下「保険契約者等」といいます。）に対して通知、表示または意思表示（以下「通知等」といいます。）を行う場合

①　当社の使用に係る電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下「電子計算機」といいます。）と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法

②　当社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法

③　保険契約者等ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じ。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

④　当社の閲覧ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2)　保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合

①　保険契約者等ファイルに保険契約者等が行う通知等を行うべき事項を記録する方法

②　保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等の使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第２条　特約の適用

保険契約者から、電磁的方法により、主たる保険契約および特約（この特約を除き、以下「保険契約」といいます。）の申込みがあり、かつ、当社がそれを承諾した場合、保険契約にこの特約を適用します。

第３条　電磁的方法による保険契約の申込み

1．保険契約にこの特約を適用する場合、保険契約の申込みについて次のとおり取り扱います。

(1)　当社は、保険契約者等に対し、電磁的方法により保険契約の申込みに関する事項を表示することができます。

(2)　保険契約者等は、電磁的方法により、(1)により表示された事項を入力し、当社に送信することができます。

(3)　当社は、(2)により保険契約者等から送信された事項を受信した場合、保険契約の申込みがあったものとして取り扱います。この場合、当社は、(2)により保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により、保険契約の申込みを受けた旨を表示します。

(4)　当社は、保険契約者等に対し、電磁的方法により保険契約の申込みの諾否を通知することができます。ただし、電磁的方法による通知が困難な場合には、その他の方法を用いることがあります。

2．保険契約の申込の際、被保険者は保険契約者本人であることを要します。

第４条　電磁的方法による告知

保険契約にこの特約を適用する場合、普通保険約款または特約の規定にかかわらず、保険契約者等の告知について次のとおり取り扱います。

(1)　当社は、保険契約の申込みを受けた場合、保険契約者等に対し、当社所定の告知書に代えて、電磁的方法により、被保険者に関する告知（以下「告知事項」といいます。）を表示することができます。
(2)　保険契約者等は、電磁的方法により、(1)により表示された告知事項を入力し、当社に送信することにより、告知を行うことができます。
(3)　当社は、(2)により保険契約者等から送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知が行われたものとして取り扱います。この場合、当社は、(2)により保険契約者等から送信された告知事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により、告知を受けた旨を表示します。

第５条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めがないときは、普通保険約款の規定を準用します。

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

ないろ生命からのお願い

●転居、町名変更、保険証券の紛失、その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが「お客様サービスセンター」（0120-08-7716）まですみやかにお知らせください。

●ご契約に関するご照会やご通知の際には「保険証券」の証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。
●ご契約をお引き受けした際にお送りする「保険証券」およびお受け取りいただいた振込金受取書は大切に保管してください。

●諸手続きをされる場合には、お申し出された方が給付金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。

●保険契約についてのお問い合わせやご相談は、「お客様サービスセンター」（0120-08-7716）までご連絡ください。

指定紛争解決機関について
○この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。
（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）
○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

特に
- 健康状態などの告知義務について …… 30ページ
- 保険期間開始日および保障の責任開始期について …… 32ページ
- クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について …… 34ページ
- 給付金等をお支払いできない場合について …… 38ページ
- 保険料の払込方法について …… 45ページ
- 保険料払込みの猶予期間と消滅について …… 47ページ
- 解約・減額と解約返戻金について …… 56ページ

などは、ご契約に際して特にご理解いただきたいことがらです。「告知」および「保険料の払込み」など、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、この冊子は、ご契約成立後にお送りする「保険証券」とともに大切に保管してご活用ください。

ないろ生命の職員またはないろ生命から委託された担当者が確認のため、電話や訪問をすることがあります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。この確認制度は生命保険会社各社が行っています。

●お申込時の契約確認について
ご契約のお申し込みにあたり、後日、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。

●給付金等のご請求時の確認・照会について
給付金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、後日、給付金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

給付金等のお支払いについて

給付金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、給付金等の支払事由が生じた場合（お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます）は、すみやかにお客様サービスセンター（0120-08-7716）までご連絡ください。

給付金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

ないろ生命
0120-08-7716
受付時間　月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
（但し、祝日、年末年始を除く）
◎ないろ生命ホームページ
https://www.nanairolife.co.jp/

㊗N-A-21-0013（210726）〔2117010003〕（2021.8.74.）ウモ
77162117010003